

番号	件名	主管部課
1	「宮っこを守り・育てる都市宣言」について	[子ども部] 子ども政策課
2	「宇都宮ブランド推進ビジョン」について	[総合政策部] 人口対策・ 移住定住推進室
3	「うつのみや多文化共生推進プラン（第4次宇都宮市国際化推進計画）」について	[市民まちづくり部] 多文化共生推進課
4	「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」について	[保健福祉部] 障がい福祉課 [子ども部] 子ども発達センター
5	「第4次宇都宮市食品安全推進計画」について	[保健福祉部] 生活衛生課
6	「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」について	[経済部] 農業企画課 農林生産流通課

※ 上記件名を左クリックしていただくと、該当ページに遷移できます。
(後日、公表資料を市HPにおいて掲載)

番号	件名	主管部課
7	「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について	[環境部] 環境創造課 カーボンニュートラル推進室
8	「都心部まちづくりプラン」について	[都市整備部] NCC推進課 都心部まちづくり推進室 市街地整備課 再開発室
9	「宇都宮市南消防署整備基本計画」の改定について	[消防局] 消防局総務課 [行政経営部] 危機管理課
10	令和5年度総合計画主要事業の進捗状況について	[総合政策部] 政策審議室
11	共創のまちづくりの充実・強化について	[総合政策部] 政策審議室
12	令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」について	[総合政策部] デジタル政策課

番号	件名	主管部課
13	新たな産業団地の整備について	[経済部] 産業政策課
14	「宮原運動公園野球場」の供用開始について	[教育委員会事務局] スポーツ振興課
15	小学生へのtotra配付事業の実施について	[総合政策部] 交通政策課
16	ライトライン「春のダイヤ改正」について	[建設部] LRT管理課

「宮っこを守り・育てる都市宣言」 について

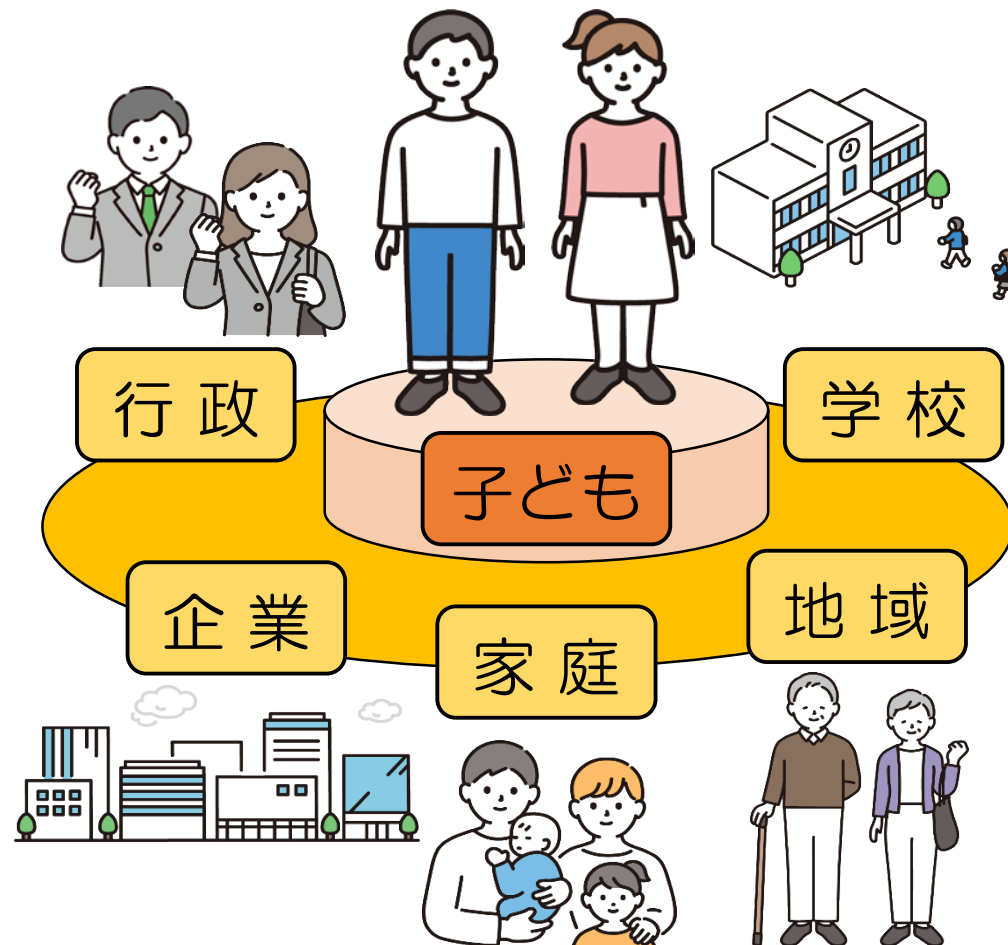
子ども部 子ども政策課

「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定！

子どもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、子どもたちが安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に、子どもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

また、子どもは「守られるもの」であると同時に、「自ら育つもの」でもあります。

このような考えの下、子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定しました。

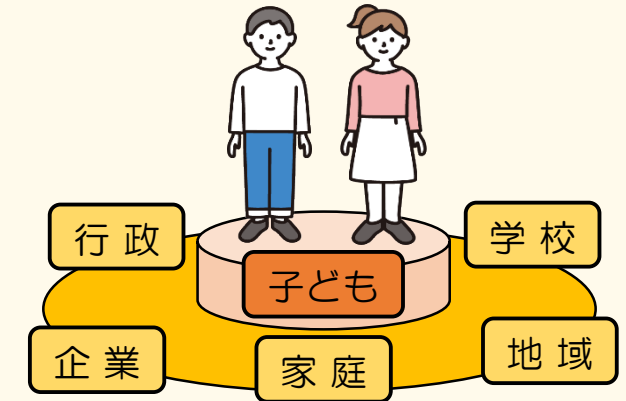


宣言の制定に当たっては、有識者等で構成する「子ども・子育て会議」や議会のほか、「イノベーションmiyaユース会議」において、子どもたちから直接意見を伺いました！



『宮っこを守り・育てる都市宣言』

今を生きる，そして未来を生きる子どもたちへ
自分の将来に，夢や希望をもっていますか
周りの大人は，あなたを見守り，支えてくれていますか
自分の意志や思いを，周りの大人に伝えられていますか



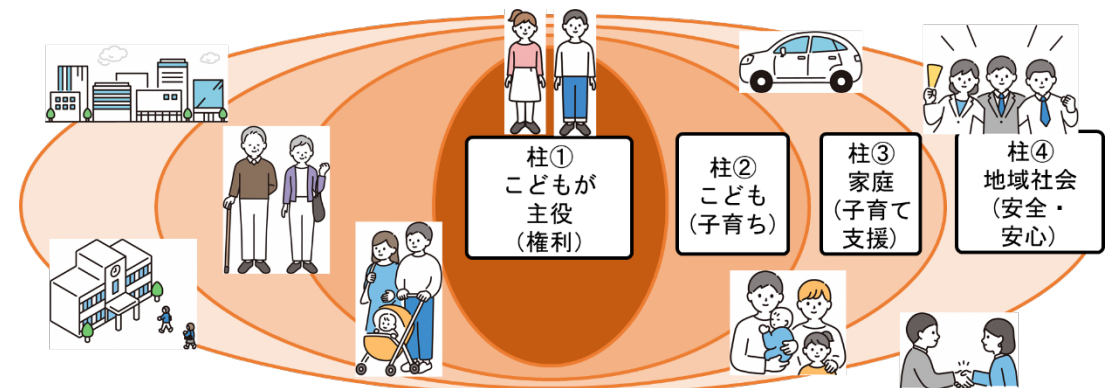
すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく，思いやりの心をもって，人間力を高めながら，笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け，私たちは，地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指し，ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り，育てます。

- 1 子どもが個人として尊重され，子どもの今とこれからにとって最もよいことを子どもと一緒に考え，その実現に取り組みます。
- 2 子どもが夢や希望にあふれ，心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 3 すべての家庭が，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が，子どもを温かく見守り，安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

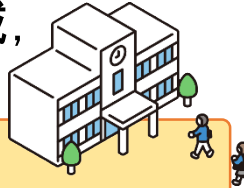
【本宣言の特徴】

- こどもの現在・未来を見据えて、地域社会全体で実践する宣言であること
- 「子どもの権利条約」や「こども基本法」などを踏まえ、子どもの意見を直接、反映した宣言であること
 - ・ こどもを対象としたアンケート調査や直接の意見聴取（イノベーションmiyaユース会議事業）の実施
 - ・ 宣言の冒頭において、子どもたちに自分自身の状況を確認してもらえるよう、また、大人が自らの行動を自問自答する機会となるよう問いかける表現を用いていること など
- 「子どもの権利」や「健全育成」、「子育て支援」など、幅広い視点を包括的に盛り込んだ宣言であること
 - ・ 宣言の4つの取組に反映



【各主体の取組イメージ（一部抜粋）】

本宣言を踏まえ、子どもを守り・育てる具体的な行動を実践できるよう、家庭、学校、地域、企業、行政の子どもを取り巻く各主体に期待される具体的な取組イメージは以下のとおり。



【家庭】

- ・ こどもに「大好きだよ」、「大切な存在だよ」と伝えましょう。
- ・ 習い事や休日の過ごし方など、こどもに関わることを決めるときには、こどもの意見を聞きましょう。



【学校】

- ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など、明るい豊かな社会の創造に寄与する「人間力」の向上に努めましょう。
- ・ こどもたちが交通事故に巻き込まれることがないように、安全な歩行や自転車の利用など、交通安全教育に取り組みましょう。

【地域】

- ・ こどもたちが安全・安心に通学でき、交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないように、地域の方々と協力しながらこどもたちの登下校を見守りましょう。
- ・ こどもや子育て家庭への笑顔の声掛けを心がけましょう。



【企業】

- ・ 「共働き・共育て」の実現に向け、子育て中の方の育児休業の取得促進に取り組みましょう。
- ・ 職業体験や工場見学など、こどもたちの将来の職業選択の幅が広がる取組を行いましょ。



【行政】

- ・ こども行政を市の重要課題の1つとして、子どもを守り・育てるための施策・事業の推進に向けて、本市が一丸となって取り組みます。
- ・ 本市のこどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの意見を尊重し、本市のあらゆる分野の施策に最大限反映させます。



【参考】宣言の理念の実現に向け、新年度に実施予定の主な施策・事業

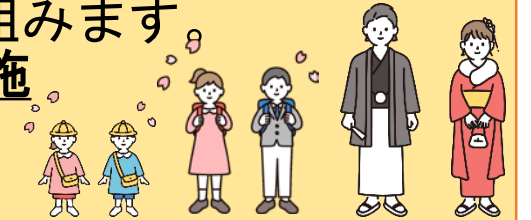
1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからのにとって最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組みます。

- ・ **【拡充】イノベーションmiyaユース会議事業の拡充**
- ・ **【新規】子ども・若者への意見聴取の強化**
- ・ 子どもの権利に関する周知啓発の実施 など



2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます

- ・ **【拡充】児童文学作品「うつのみやこども賞」40周年記念事業の実施**
- ・ **【拡充】宇都宮学の推進**
- ・ **【新規】小学生への「t o t r a」の配付** など



3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。

- ・ **【拡充】多子世帯への支援の充実**
- ・ **【拡充】児童手当・児童扶養手当の拡充**
- ・ **【拡充】乳幼児健康診査の拡充** など



4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

- ・ **【拡充】共に支え合う地域づくりの推進**
- ・ **【新規】児童相談所の設置に係る検討**
- ・ **【新規】子育て世帯訪問支援事業の実施**
- ・ **【新規】交通安全・防災・防犯に関する取組の推進** など



【宣言の周知に係る取組】

(1) 「宮っこを守り・育てる都市宣言」発表イベントの実施（詳細は別紙1参照）

日時：令和6年3月20日（水・祝）10：00～12：00

会場：ライトキューブ宇都宮 1階 大ホール

内容：① 「イノベーションmiyaユース会議」参加者による活動発表
② 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の発表
③ 大島美幸さん（森三中）によるトークショー
④ ステージイベント「ワンワンとあそぼうショー」

(2) 「こどもまんなか応援サポーター」への参加（詳細は別紙2参照）

- ・ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」の制定を契機とし、こども家庭庁が推進する「こどもまんなか応援サポーター」への参加を表明するとともに、参加いただける企業等を募集

※ 上記以外にもSNSやリーフレットなど様々な媒体を活用して周知に取り組んでいく。

「宮っこを守り・育てる都市宣言」について

「宮っこを守り・育てる都市宣言」及び「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、宇都宮市と共に、「こどもまんなか応援サポーター」に参加する企業等は以下のとおり。

No.	企業等の名称	主な取組概要
1	宇都宮商工会議所	地域企業の「子育てと仕事の両立」を推進
2	株式会社栃木サッカークラブ	栃木SCツナガルプロジェクト, ゆめプロジェクト, 夢パス
3	サイクルスポーツマネージメント株式会社 ／宇都宮ブリッツェン	子どもと親への自転車の乗り方教室の実施及びフィールドの提供
4	株式会社栃木ブレックス	幼稚園, 保育園, 小・中学校への訪問
5	宇都宮ライトレール株式会社	未就学児の運賃を大人1人につき2名まで無賃のところ3名に変更(4月以降実施予定) 優先席利用への配慮を呼びかける車内アナウンスを実施(3月以降実施予定)
6	関東自動車株式会社	未就学児の運賃を大人1人につき2名まで無賃のところ3名に変更(4月以降実施予定)

今後は、更なる参加者の拡大に向け、多方面への周知に取り組んでまいります。

「宇都宮ブランド推進ビジョン」 について

総合政策部 人口対策・移住定住推進室

『人や企業から選ばれ，誰もが「好き」と言えるまち 宇都宮』を目指して
～宇都宮ブランド戦略の更なる推進に向け，「オール宇都宮」で共有するビジョンを策定！～

「人や企業から選ばれる都市」の実現に向け，総合的・戦略的な都市ブランドを推進していくため，市民・事業者・行政など地域の各主体と共有する基本理念や目標，方向性などを示す，「宇都宮ブランド推進ビジョン」を策定しました。

宇都宮ブランド推進ビジョン

基本目標(2030年頃の将来像)

- 多くの市民や企業が，宇都宮の自然や歴史，文化や産業などの様々な魅力を実感し，宇都宮での暮らしや事業活動に「誇り」や「愛着」，「安心感」を持ち，みんなが「好き」と言えるまち
- 市外の人や企業が宇都宮の魅力を認知・共感し，「訪れたい」「つながりを持ちたい」と感じるまち

「人や企業に選ばれるまち」の実現

基本的な方向性

- まちづくりとプロモーションの連携強化
- 時流・時機を捉えた戦略的な取組の展開
- 公民一体となった「オール宇都宮」の取組強化

×

段階的なターゲット

- | | |
|--------|--------|
| ① 潜在層 | ② 交流人口 |
| ③ 関係人口 | ④ 定住人口 |

ビジョンの共有

「オール宇都宮」による取組推進

市民

企業

団体

行政

1 ビジョンの特徴

(1) 多様な担い手による柔軟・機動的な宇都宮ブランドの創造

「宇都宮ブランド」が目指す姿や基本理念，目標などを公民で共創・共有し，その実現に向けて，多様な担い手が，主体的かつ柔軟・機動的（アジャイル）に地域資源の磨き上げや発信などに取り組むことによる宇都宮ブランドの創造

(2) スーパースマートシティの実現を見据えたチャレンジングな指標設定

総合計画基本計画と整合を図りつつ，その先の本市の目指すまちの姿である「スーパースマートシティ」の実現を見据え，2030（令和12）年頃を目標年次とし，バックキャストの視点やビジョンに基づく取組の効果を踏まえ，中核市トップレベルなどのチャレンジングな指標を設定

指標		基準値 (令和4年度)	目標値 (令和12年度)
市内	宇都宮を「好き」，「どちらかと言えば好き」と感じる市民の割合	92.5%	96.7%
	宇都宮を「好き」と感じる市民の割合	45.8%	50%超
市外	平日1日当たりの滞在人口	19,900人	24,700人
	休日1日当たりの滞在人口	28,800人	34,000人

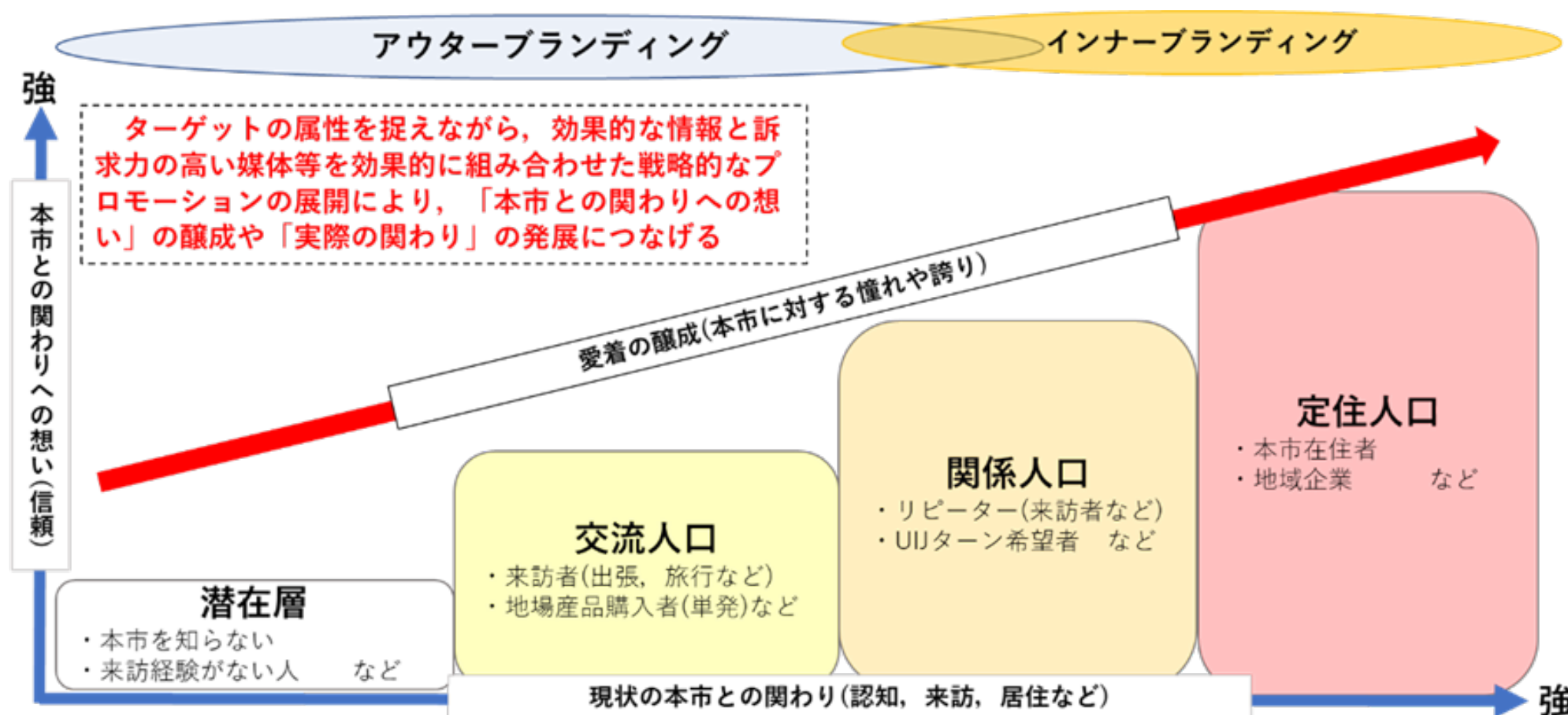
これまで未達成の水準に
チャレンジ

中核市
トップレベル

(3) 本市との関わりに応じたターゲットの設定

ビジョンの実現に向けて、社会潮流やニーズの変化等を捉えながら、ターゲットに対する訴求力の高いプロモーションが展開できるよう、本市との「関わりの深さ」の度合いに応じて、「潜在層」、「交流人口」、「関係人口」、「定住人口」の4つのターゲットを設定

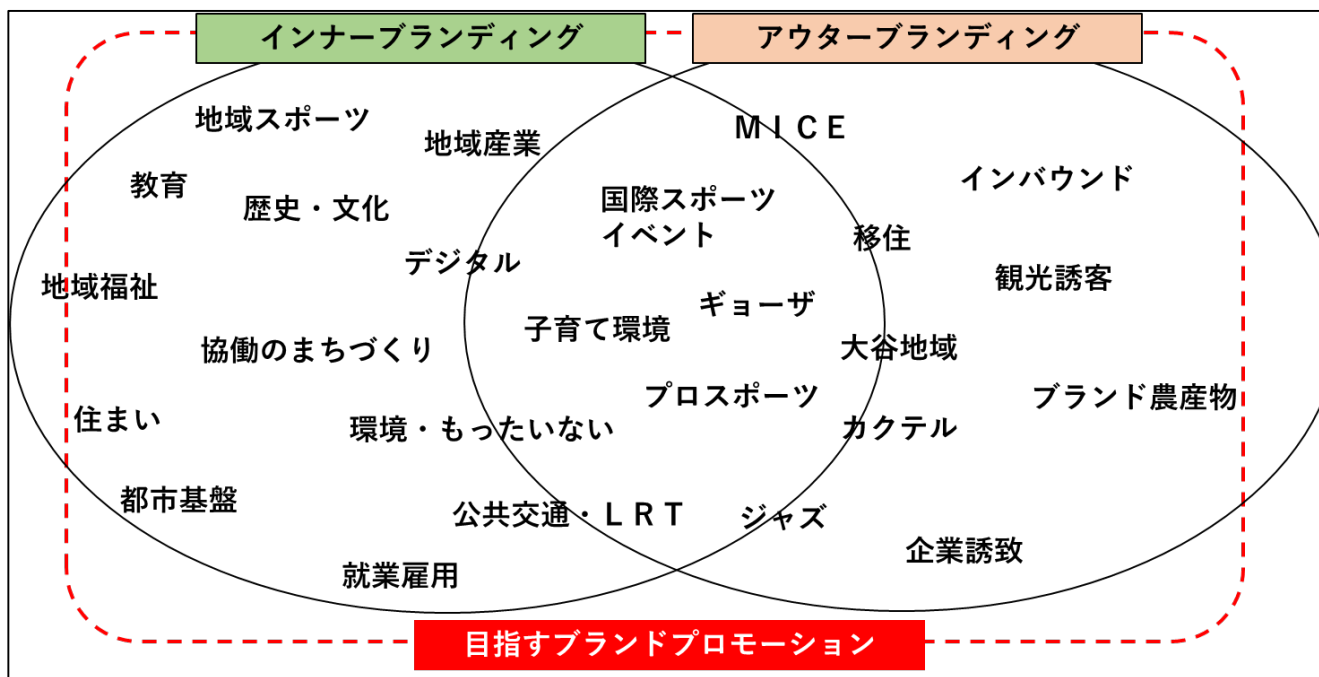
＜ターゲット(イメージ)＞



(4) 戦略的なプロモーションの展開

人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、脱炭素や地域経済の活性化などの社会課題に対応し、「人や企業に選ばれるまち」を実現するため、「子育てしやすいまち」、「教育で選ばれるまち」、「環境にやさしいまち」、「安全・安心なまち」、「ライトライン(LRT)が走るまち」、「スポーツのまち」など、本市の将来を見据えた様々なまちづくりの取組との一体性を高めた戦略的なブランドプロモーションを展開

＜ 宇都宮ブランドの範囲(イメージ) ＞



2 目標年次

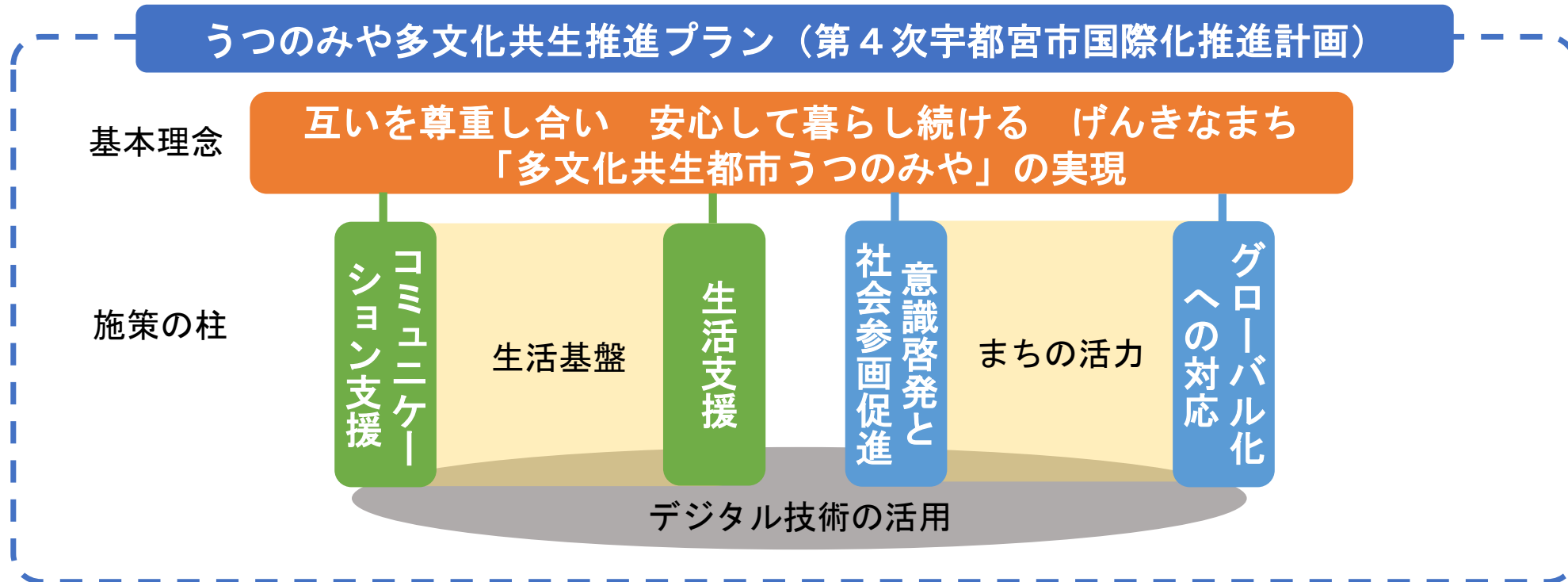
スーパースマートシティの実現を見据えた2030年頃を目標年次とする中長期的なビジョン

「うつのみや多文化共生推進プラン (第4次宇都宮市国際化推進計画)」 について

市民まちづくり部 多文化共生推進課

『多文化共生都市うつのみや』の実現を目指して ～多文化共生のまちづくりを推進するための「多文化共生推進プラン」を策定！～

本市を取り巻く環境の変化や国際化の現状を踏まえ、外国人市民が地域の一員として活躍し、安心して暮らせる「多文化共生のまちづくり」を推進するため、「うつのみや多文化共生推進プラン(第4次宇都宮市国際化推進計画)」を策定しました。



1 計画の特徴

(1) 外国人市民も同じ地域の一員として共生するための方針として明確化

多文化共生に関わる各主体が同じ視点に立ち取り組むことができるよう、本市で暮らす外国人を「外国人市民※」と表現し、共に生き・共に活躍できる地域づくりに取り組んでいくことを明確化

《主な事業》

- ・ **【新規】多文化共生普及啓発推進月間における啓発の強化**

※ 住民基本台帳法では、日本の国籍を有しない人のうち、市町村の区域内に住所を有する人を「外国人住民」としている。

(2) 多文化共生の推進に向けた「生活基盤」や「まちの活力」に係る施策の強化

生活全般にわたる情報の提供や各種支援の更なる充実など「生活基盤」に係る施策の強化を図るとともに、地域コミュニティにおける担い手確保やグローバル社会の担い手育成など「まちの活力」に係る施策を強化

《主な事業》

- ・ **【新規】市内・地域における情報の多言語化促進（翻訳補助）**
- ・ **【新規】多文化共生事業協力員制度による窓口支援**
- ・ **【新規】まちづくり活動への参加意識の啓発**

一歩進んだ
共生意識を
みんなで

生活基盤や
まちの活力
を強化


- (3) 「言葉の壁」や「文化の壁」を取り払うためのデジタル技術を活用した取組の推進
コミュニケーションに必須の多言語対応をはじめ、相互理解、交流促進など
において、デジタル技術を積極的に活用

《主な事業》

- ・ 【新規】動画を活用した生活オリエンテーションの実施
- ・ 【新規】姉妹都市とのデジタル技術を活用した交流事業の実施

2 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間



デジタルで
様々な壁を
取り払う

3 目標指標

(1) 誰もが安心して暮らし続けるまち

目標指標	基準値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
「宇都宮市は暮らしやすい」と思う外国人市民の割合	82.1%	87%
行政情報・表示の種類数	67種類	80種類
<ul style="list-style-type: none"> ・多言語使用 ・「やさしい日本語」使用 	14種類	18種類
外国人相談窓口の認知度	51.9%	67%

(2) 互いに尊重し支え合う活力あるまち

目標指標	基準値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
「多文化共生の推進が重要である」と思う市民の割合	73.4%	77%
意識啓発・社会参画支援事業における参加・参画者数	延べ260人	延べ520人
地域の国際化（多文化共生・国際交流・国際協力）に取り組む市内の団体数	78団体	82団体

「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び 「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・ 第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」 について

保健福祉部 障がい福祉課
子ども部 子ども発達センター

『障がいのある人が 住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、生き生きと
安心して暮らせる 地域共生社会の実現』を目指して
～障がい福祉施策を計画的に推進するためのプランと、障がい福祉サービス等の実施計画を策定～

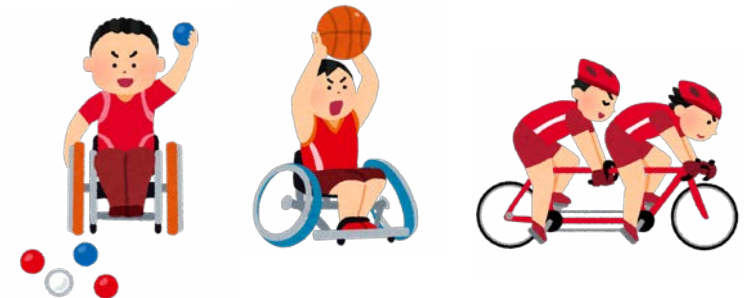
地域共生社会の実現に向け、親なき後を見据えた住まいの場の確保、乳幼児期からの切れ目のない支援、障がいへの理解の一層の促進などの課題に対応し、障がい福祉施策・事業を計画的に推進するため、新たな計画を策定しました。

1 計画の特徴

(1) 障がいのある人の生活の更なる充実

令和4年に本県で開催された「第22回全国障害者スポーツ大会」を契機と捉え、地元民間企業等と連携を図りながら、文化芸術・スポーツ活動等の社会参加を促進するとともに、親なき後への備えや地域移行に向け、地域生活支援の一層の充実を図る。

- 《主な事業》
- ・【新規】障がい者スポーツ体験会の実施
 - ・【拡充】グループホームの設置促進
 - ・【拡充】障がい者就職サポートの推進
 - ・【拡充】通学・通所における移動支援の推進



(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

乳幼児期の早い段階から、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しし、ライフステージに応じて、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関が連携を図り、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などと連携した相談体制の充実など、切れ目のない一貫した支援の強化を図る。

- 《主な事業》
- ・【新規】医療的ケア児等コーディネート機能の充実・強化
 - ・【新規】新たな支援ツール「（仮）つながるファイル※」の作成

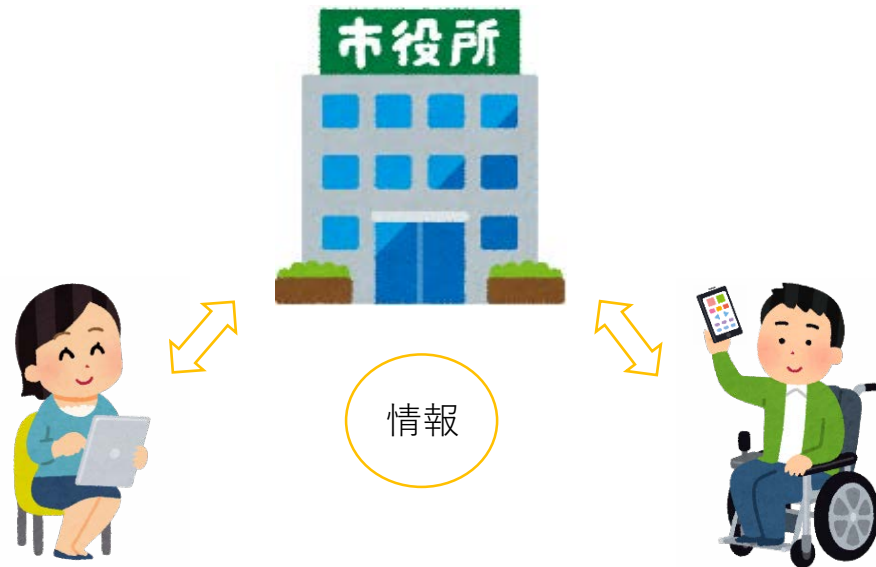


※つながるファイルとは、ライフステージが変わる際などに新たな機関等からの支援が速やかに開始できるよう、保護者または本人が、支援機関と連携して本人の状況やこれまでの支援内容等を記録したものを、次の支援者へとつないでいくもの

(3) 合理的配慮の提供促進・障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上

障がいへの理解の一層の促進に向け、民間事業者等における合理的配慮の提供を促進するとともに、デジタルの活用による障がい特性や個々のニーズに応じた情報提供の充実を図るなど、情報アクセシビリティの向上に取り組む。

- 《主な事業》
- ・ 【拡充】 地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実
 - ・ 【拡充】 情報アクセシビリティの向上



2 計画期間

- (1) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン
令和6年度から令和11年度までの6年間
- (2) 第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画
令和6年度から令和8年度までの3年間

3 「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」における指標の設定

地域共生社会の実現に向け、計画の達成度を評価するため、3つの成果指標を設定

成果指標		現状 (令和5年4月)	目標値 (令和11年度末)
1	就労，製作活動，自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合	65.6%	70.0%
2	将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合	59.9%	70.0%
3	日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合	42.4%	50.0%

「第4次宇都宮市食品安全推進計画」 について

保健福祉部 保健所生活衛生課

『食中毒の発生件数ゼロ』を目指して

～アフターコロナの社会環境やSDGsの推進に対応する食品安全推進計画を策定！～

食の安全が求められる一方、飲食店の営業形態の変化、増加する外国人市民等への情報発信、SDGsの推進など、課題が複雑化する中、事業者・行政が連携して、食品の安全確保を図るとともに、市民自らが、食に対する正しい知識への理解を深めるなど、社会全体で、安全で安心した食生活の実現を総合的に推進するため、「第4次宇都宮市食品安全推進計画」を策定しました。

1 計画の特徴

(1) 営業形態の変化に対応した飲食店等の監視指導の強化



新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、飲食店のテイクアウトやデリバリーが増加し、調理から喫食までの時間が長くなることで懸念される食中毒発生の未然防止に対応するため、飲食店等、小規模事業者への監視指導を強化し、HACCPに沿った衛生管理の定着を図る。

《主な事業》

- ・【拡充】食中毒リスクの高い施設に対する監視指導の実施
- ・【拡充】小規模事業者等に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着支援

HACCP（ハサップ）

原材料の受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法

(2) デジタルを活用した情報発信の強化



食に関する情報が氾濫する中，従来型の集合型講習会やホームページ，情報誌に加え，SNSなどのデジタルを活用した正しい情報の発信の強化のほか，外国人市民や外国人観光客に外国語による情報発信に取り組み，市民等の食への安心感の醸成を推進する。

《主な事業》

- ・【拡充】家庭での食中毒予防に関する情報の発信
- ・【新規】外国人に対する食中毒予防に関する情報の発信



(3) 食品ロス削減の推進

食中毒発生未然防止の観点から，持ち帰り食品等の適切な保存方法や衛生的な取扱いの啓発などの情報発信の強化を盛り込み，SDGsに資する食品ロス削減の推進に取り組む。

《主な事業》

- ・【新規】食中毒予防に関する食品ロス削減に向けた市民への啓発



2 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

3 本計画の成果指標

	基本目標	成果指標
1	食品の安全性を確保します	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒の発生件数 目標値：0件 ・立入検査時にHACCPの取組を確認できた食品関係施設の割合 目標値：100%
2	市民への食の安全に関する正しい情報の提供などにより，理解を深めます	<p>食品安全に係るリスクコミュニケーション事業（HACCP，農薬等の適正利用など）への市民の参加者数 目標値：550名 令和4年度，474名（基準値）から，毎年10名程度の参加者の増加を目標とするもの</p>
3	食の安全と安心を支える体制を強化します	<p>国や他自治体，食品関係団体と連携し実施した，食の安全安心に係る事業実施回数 目標値：15回 内訳：国や他自治体と連携した事業 5回 食品関係団体と連携した事業 10回</p>

「第3次宇都宮市食料・農業・農村 基本計画」について

経済部 農業企画課
農林生産流通課

持続可能な「農業王国うつのみや」を目指して

～本市農業政策の基本方針である「第3次宇都宮市食料・農業・農村基本計画」を策定～

農業者の減少や遊休農地の増加への懸念、デジタル化の進展や脱炭素社会構築への要請など、「食」と「農」を取り巻く環境が大きく変化する中、安全・安心で高品質な農産物を安定供給し、農業の持続的な発展を実現するため、今後10年間の農業・農村振興の取組の方向性を定める新たな計画を策定しました。 ※「市地産地消推進計画」及び「市都市農業振興基本計画」を本計画に包含

計画に掲げる「本市農業の役割」と「施策の柱」

食料の安定供給の確保

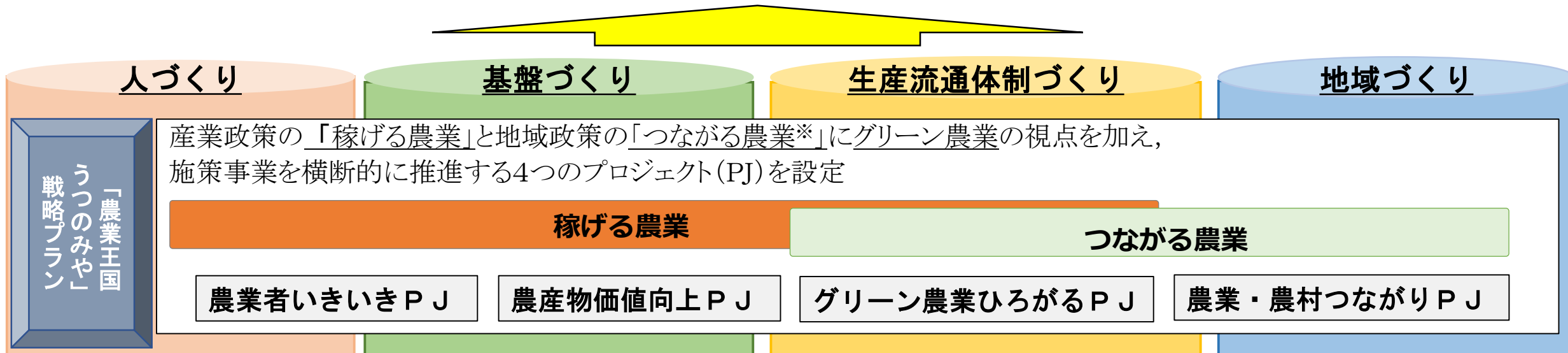
農地の有効活用、生産流通体制の確保

持続可能な農業の実現

経済の発展・脱炭素社会の実現に寄与

多面的機能の発揮

食料供給機能以外の機能の発揮



1 計画の特徴

(1) 「稼げる農業の実現」に向けた、技術革新や多様な市場ニーズ等に対応するための支援の強化

- ⇒ AIやIoTなどのデジタル技術を活用した効率性の高い生産流通体制の構築を図る。
- ⇒ 需要に応じた作物の生産振興を図るとともに、消費者などが手に入れやすく農業者の所得向上につながる販路の拡大・多様化を図る。
- ⇒ 宇都宮産農産物の消費・流通拡大に向け、農業者と消費者とのつながりを深め、地域経済の循環につながる地産地消の推進に取り組む。

《主な事業》

- ・ 【拡充】担い手の経営能力向上（営農技術・経営管理に係るリスクリング支援 等）
- ・ 農業DX・スマート農業技術の普及（営農形態に応じた機械・設備の導入支援 等）
- ・ 需要・収益性の高い麦や露地野菜等への作付転換の促進（作付・機械導入支援 等）
- ・ 【拡充】農業者の経営方針に応じた販路の開拓支援（ECサイトでの販売支援 等）
- ・ 【拡充】宇都宮産農産物を手に入れやすい環境づくり※
（農業者と飲食店等のマッチング支援、地産地消推進店の拡大 等）

※宇都宮市地産地消推進計画，宇都宮市都市農業振興基本計画に関連

(2) 食料安全保障の強化に向けた「人づくり」や「基盤づくり」に係る施策の強化

- ⇒ 農業者の減少や耕作されない農地の増加が見込まれる中、食料自給率向上への貢献と食料の安定供給体制の確保に向け、大規模な担い手の確保・育成に加え、農地の引き受け手の確保・育成や農地・農村環境の保全を図る。
- ⇒ 作業効率の高い基盤整備に取り組みながら、担い手等への農地の集約化を促進し、生産性の高い地域営農体制づくりに取り組む。

《主な事業》

- ・ 【拡充】 農業参入企業の誘致（参入可能農地の見える化 等）
- ・ 【拡充】 担い手の法人化，集落営農の組織化の促進（課題に応じた経営改善支援 等）
- ・ 【新規】 農地の守り手・支え手の確保・育成（農地の維持管理支援 等）
- ・ 【拡充】 農地の大区画化の促進（簡易な畦畔除去による再整備支援 等）
- ・ 【拡充】 農地の集約化の促進（地域計画（現 人・農地プラン）の策定支援 等）
- ・ 【拡充】 多面的機能保全活動の維持・拡大（活動拡大に向けた広域化組織への支援 等）

(3) 持続可能な農業生産の実現に資する「グリーン農業」の推進

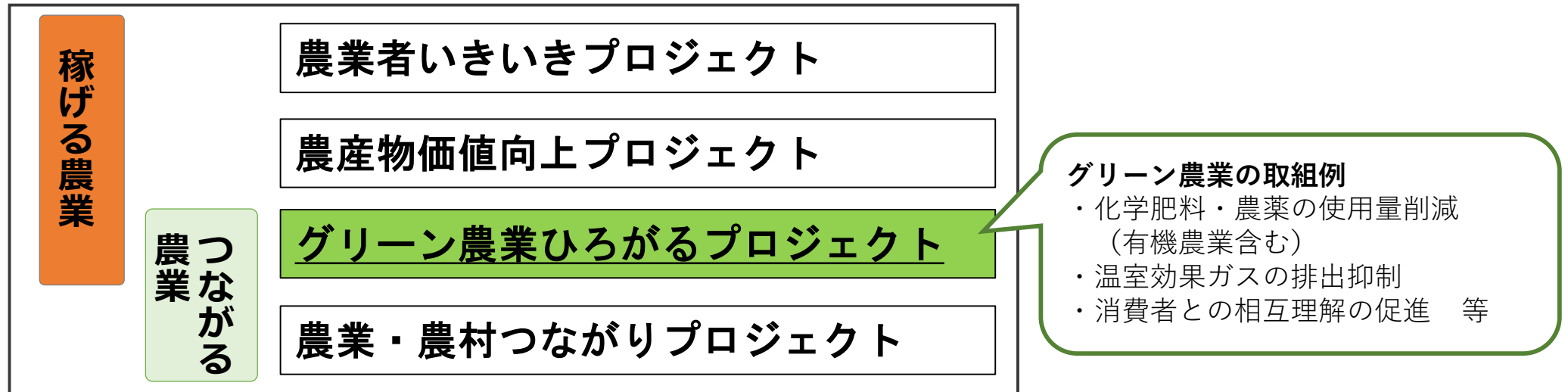
⇒ 持続可能な食料システムの構築に向け、新たに「つながる農業」の実現を掲げ、収益性の向上と脱炭素化を含めた環境負荷低減の両立を目指す「グリーン農業」の推進に取り組む。

《主な事業》

- ・ **【新規】環境負荷低減技術の普及促進**
(省エネ機器の導入支援, 減肥料・減農薬栽培の実証, 有機農業の普及に向けた調査研究 等)
- ・ **【新規】グリーン農業の消費者理解の促進*** (地産地消マルシェを活用した情報発信 等)

※宇都宮市地産地消推進計画に関連

(参考) 本計画における「グリーン農業の推進」の位置づけ



2 計画期間

令和6年度から令和15年度までの10年間 (必要に応じて見直しを行う)

3 「農業王国うつのみや」戦略プランの目標値

稼げる農業
(産業政策)

つながる農業
(地域政策)

プロジェクト

農業者いきいきプロジェクト

- ・農地の大区画化の推進
- ・麦・大豆や露地野菜への作付転換の促進
- ・スマート農業技術の導入促進 など

農産物価値向上プロジェクト

- ・経営方針に応じた販路の確保支援
- ・新たな付加価値の創出 など

グリーン農業ひろがるプロジェクト

- ・グリーン農業技術の普及促進
- ・グリーン農業の消費者理解の促進など

農業・農村つながりプロジェクト

- ・多面的機能保全活動の維持・拡大
- ・都市農村交流活動の支援 など

指標

農業所得1,000万円以上の認定農業者数

実績 (R4) : 125経営体

⇒ 目標 (R15) : 175経営体

販路拡大・付加価値向上に意欲的に取り組む農業者数

実績 (R4) : 135人

⇒ 目標 (R15) : 250人

環境に配慮した農産物を選択したいと思う市民の割合

新規設定 : 世論調査中

⇒ 目標 (R15) : 15%増

宇都宮の農業を大切にしたいと思う市民の割合

実績 (R4) : 92.7%

⇒ 目標 (R15) : 100%

「宇都宮市地球温暖化対策実行計画 （区域施策編）」について

環境部 環境創造課 カーボンニュートラル推進室

『カーボンニュートラルなまち 宇都宮』の実現を目指して ～「宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定～

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「宇都宮市カーボンニュートラルロードマップ」に掲げた目標（2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減）や取組の方向性に基づき、体系的・総合的に脱炭素化を推進するため、宇都宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定しました。

1 計画の特徴

本市の運輸部門の温室効果ガス排出割合が高いという課題や、冬季日照量が多いという地域特性を踏まえ、国や県の対策に加え本市独自の施策事業※を強化する計画とした。

(1) ゼロカーボンムーブの推進

公共交通の利用促進や端末交通の脱炭素化、EVの普及促進等の取組を推進する。

《主な事業》

- ・ 【拡充】 デコ活※等の環境配慮行動の実践促進
- ・ 【新規】 バス・タクシーへのゼロエミッション車の導入推進
- ・ 【拡充】 EVの導入推進

※ 本市独自の施策事業とは … 国・県が実施する補助への上乗せなど、本市が追加的に実施する施策事業。以下、《主な事業》として掲載している。

※ デコ活とは … 環境省による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）の響きを含む“デコ”と、活動・生活を組み合わせた言葉。生活を彩る（デコレーション）の意味も含む。

(2) 再生可能エネルギーの最大限導入と地産地消の更なる推進

新たに再生可能エネルギー導入目標※を掲げ、目標達成に向けた支援策を拡充するとともに、「地域脱炭素化促進事業制度※」を活用した資源・経済循環にも寄与する再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

《主な事業》

- ・ 【拡充】創エネ・蓄エネ導入支援制度の実施
- ・ 【拡充】地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進

(3) ライトライン沿線の脱炭素先行地域における取組の推進

環境省から第2回脱炭素先行地域に選定されたことを受け、ライトライン沿線をモデル地区とした取組を計画に位置付け、着実に推進し、効果的な取組を市内全域に波及させていく。

《主な事業》

- ・ 【新規】ライトライン沿線におけるモデル地区（脱炭素先行地域）の創出
- ・ 【新規】市域におけるエネルギーマネジメントの検討



2 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間

※ 再エネ導入目標 … 住宅の25%、事業所の10%への太陽光発電を導入を目指すものとして、831MWを導入目標としている。

※ 地域脱炭素化促進事業制度 … 改正地球温暖化対策推進法（令和4年4月施行）において新たに創設された認定制度。国や県が定める環境配慮の基準に基づき、市町村が「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組など）」を実行計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組み。本市においては居住誘導区域や市街化区域等の居宅、事業所や市有施設の屋根面等を促進区域として設定し、再生可能エネルギーの地産地消を推進していくこととしている。

3 プロジェクト指標

(1) スマート&ゼロカーボンムーブ

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和10年度）
公共交通の年間利用者数	2,509万人	3,600万人

(2) 再生可能エネルギー最大限導入・活用

指 標	現状値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
宇都宮ライトパワー株式会社の取扱再エネ電力量	13,000MWh	14,000MWh

(3) カーボンニュートラルなまちづくり

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和12年度）
脱炭素先行地域計画の進捗率 （民生部門の電力消費に伴うCO ₂ 排出実質ゼロの達成率）	—	100%

「都心部まちづくりプラン」 について

都市整備部 NCC推進課 都心部まちづくり推進室
市街地整備課 再開発室

人中心の居心地が良い街なかの空間形成を目指して ～ウォーカブルなまちづくりなどを官民協働で推進する「プラン」を策定！～

「都心部まちづくりビジョン」が描くまちの姿の実現に向け、「街なかの空間」を人と様々な交通が共存しながら、都市活動を支える多様なまちの機能が充実した、人中心の居心地が良い空間に変えていくウォーカブルなまちづくりなどを推進するため「都心部まちづくりプラン」を策定しました。市民や事業者など、街なかを「つくりたい人、使いたい人」として本プランを共有しながら、魅力的でわくわくする空間づくりを官民協働で、より一層推進してまいります。

将来のまちの姿（イメージ）



特徴 1

官民で共有する本市ならではのウォーカブルなまちの姿を明示

特徴 2

まちづくりの土台となる道路ごとの将来的な使い方を明示

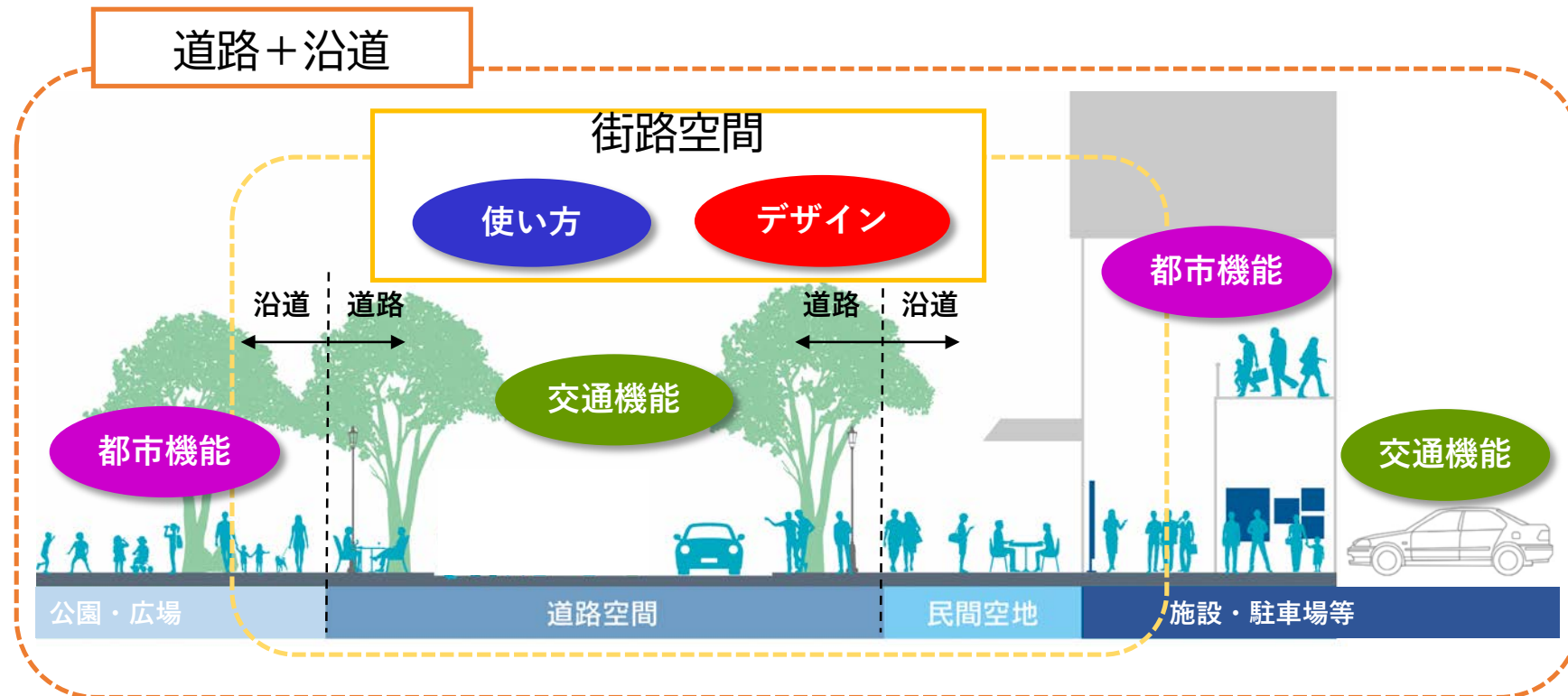
特徴 3

地域の個性や魅力を活かした即地的な取組を展開

1 計画の特徴

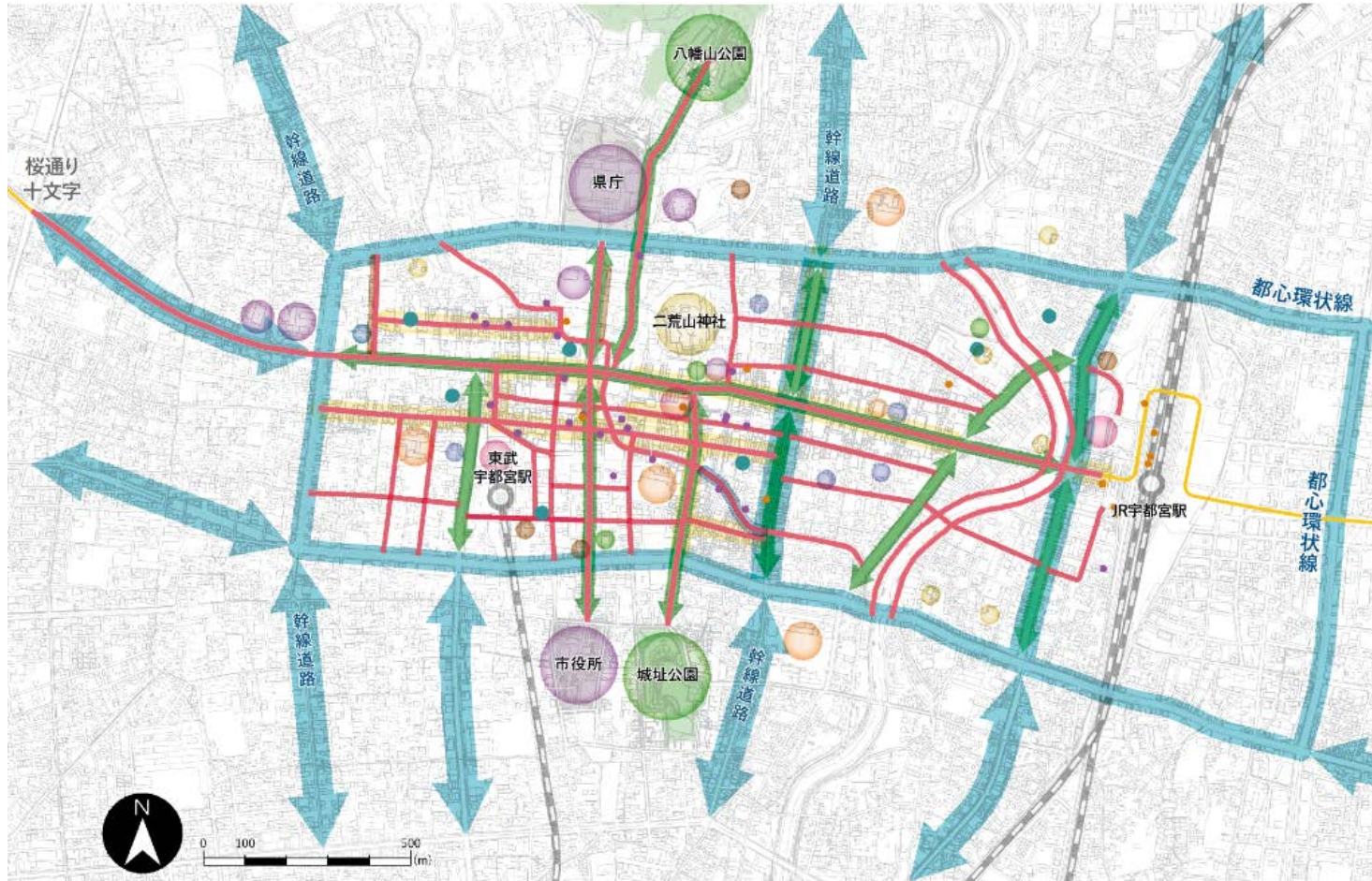
(1) 官民で共有する本市ならではのウォーカブルなまちの姿を明示

- ・ 限りある「街なかの空間」において、空間を有効に活用し、人とライトラインをはじめ、多様な交通が共存しながら、街なかのにぎわいづくりにつなげていくことを基本に、本市ならではのウォーカブルなまちづくりを推進する計画の理念を明示した。
- ・ こうした理念のもと、道路と道路沿いの敷地や建物を一体的に捉えた「街路空間（下図）」を、道路の役割や特性に応じて、多角的な視点から居心地の良い空間の形成を図る。






(2) まちづくりの土台となる道路ごとの将来的な使い方を明示

- ・ 限りある街なかの空間を有効に活用するため、道路の役割や特性に応じて、都心環状線内の主な道路について、自動車等の広域的な移動や人の回遊・滞在など「目指す道路の使い方」を明示した。
- ・ この使い方を土台に自動車の流入抑制や多様のまちの機能の誘導などに取り組む。

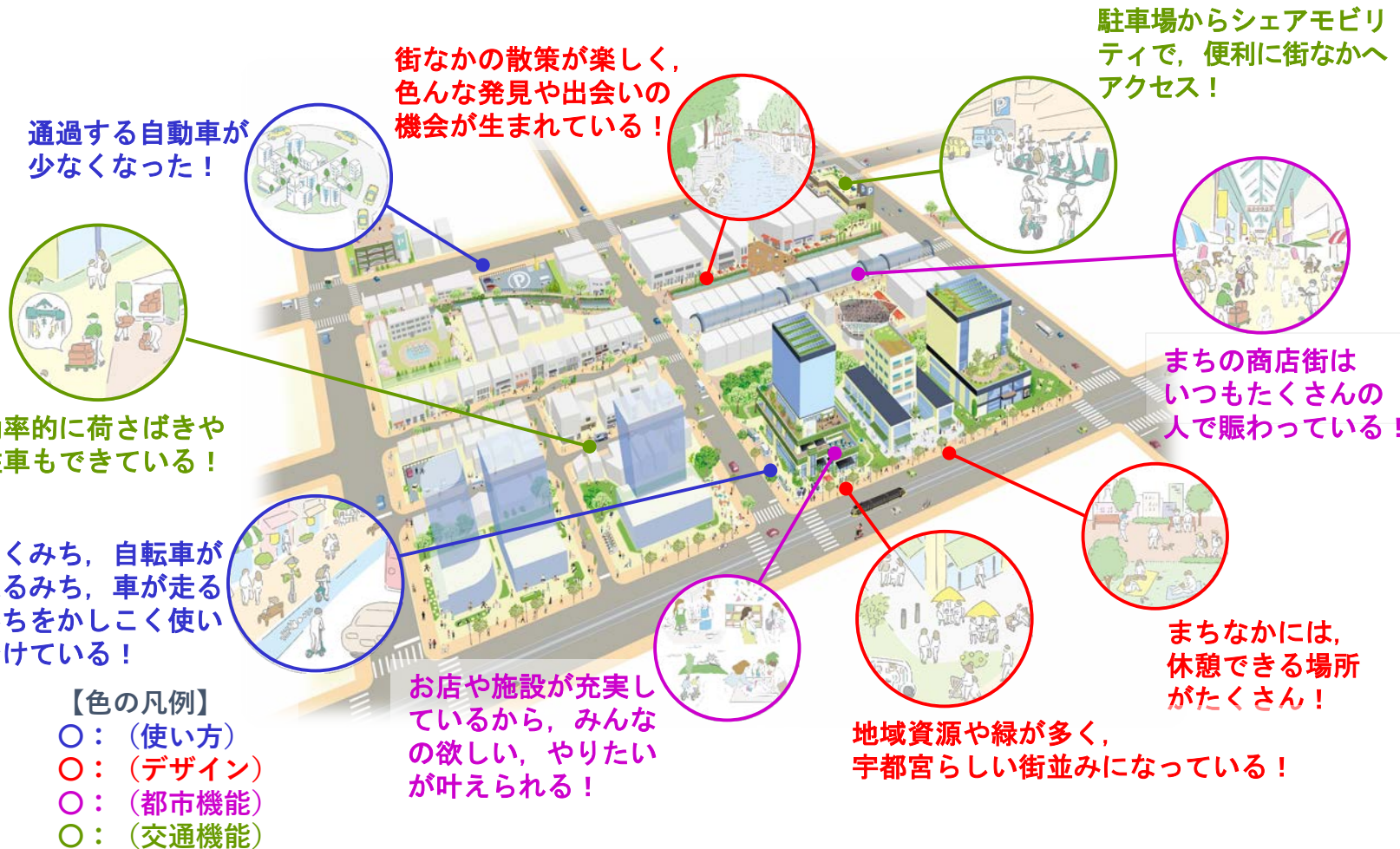










凡例

-  : 広域的な移動で使う道路
-  : 拠点間の移動や大通りへのアクセスで使う道路
-  : 人の回遊・滞在で使う道路

(3) 地域の個性や魅力を活かした即地的な取組を展開

- 街なかをつくりたい人，使いたい人などと共に，都心部全体において，道路の使い方を踏まえながら，街なかの商店街や駅周辺など地域の個性や魅力を活かした即地的な取組を展開していく。



主な取組み	
道路の使い方を踏まえた街なかの自動車の誘導	
人中心の街路空間形成に向けた ・プレイスメイキングの推進 ・道路空間の再編	 
まちづくりに貢献する民間開発の誘導	
「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」など多様なまちの機能の立地誘導	
都心環状線内における駐車場の量や配置の適正化	
まちづくりと連携した荷さばき環境づくり	
街なかの回遊性を高める公共交通や端末交通の充実	

2 今後の進め方

- 今後、即地的な取組の展開にあたっては、ウォーカブルなまちづくりの中心となる大通りや東武宇都宮駅周辺など拠点となるエリアなどにおいて、より丁寧に、多くの関係者と意見交換を行い、まちづくりの議論を深めながら取り組んでいく。

3 成果指標

- 官民協働で推進するまちづくりの目標として、大通りを通過する自動車の量を減少させることや、街なかの来訪者数を増加させるなどの成果を達成することを目指す。

成果指標 大通りにおける自動車交通量

現状

目標年次:通過交通を減少

将来(2050年):通過交通を最小限

成果指標 街なかの来訪者数（軸の歩行者通行量）

将来(2050年):通行量の増加傾向を維持

目標年次:現状から増加

現状

「宇都宮市南消防署整備基本計画」 の改定について

消防局 総務課
行政経営部 危機管理課

南消防署の再整備に向け、時代の変化に対応した施設機能を追加しました！

南消防署の再整備に当たり、自然災害の激甚化・頻発化といった消防活動を取り巻く環境の変化に対応し、災害対応力の強化を図るため、この度、「南消防署整備基本計画」を改定し、必要な施設機能を再整理しました。

今回、新たな施設機能として、災害対応ドローンの更なる活用推進のための訓練場と本市南部の防災機能を高めるための防災備蓄庫を追加しました。

また、併せて、スケジュールを見直し、令和10年度の供用開始を目指してまいります。

特徴1

災害対応ドローンの更なる活用推進

操縦者の育成と、技量の向上・維持のため、本市では初となるドローン訓練場を整備する。

特徴2

本市南部の防災機能の向上

本市南部の人口が増加しており、同エリアの防災機能向上のため、新たな防災備蓄庫を整備する。

特徴3

新たな建設予定地の選定

必要な機能を再整理し、敷地面積として約9,000㎡を確保する。

1 主な改定のポイント

(1) 災害対応ドローンの更なる活用推進

災害対応ドローンの特長

災害対応ドローンは、搭載カメラで俯瞰画像や赤外線画像を撮影することができ、人が近づけない災害現場で要救助者の搜索・安否確認、現場の状況把握などを行うことができる。



搭載スピーカーを使って、要救助者への呼びかけを行うことができる。

訓練環境の整備

メーカーの推奨する時期・方法によって維持管理しながら、機体数3機を維持

国の登録講習機関の講習を修了した者が指導者となって、消防局内で教育を実施し、操縦者を養成するとともに、経験者向け講習を実施

育成と技量向上・維持に必要な訓練回数を確保するため、本市では初となるドローン訓練場を整備

効果的な活用

防災ヘリの離着陸場

防災ヘリが搜索活動や救助活動を行う際の活動拠点として活用する。

大規模風水害時の消防団の活動拠点

大規模風水害時における消防団の活動拠点として活用する。

緊急消防援助隊等の応援職員の受入れ

緊急消防援助隊の活動拠点及び宿営場所として活用する。

1 主な改定のポイント

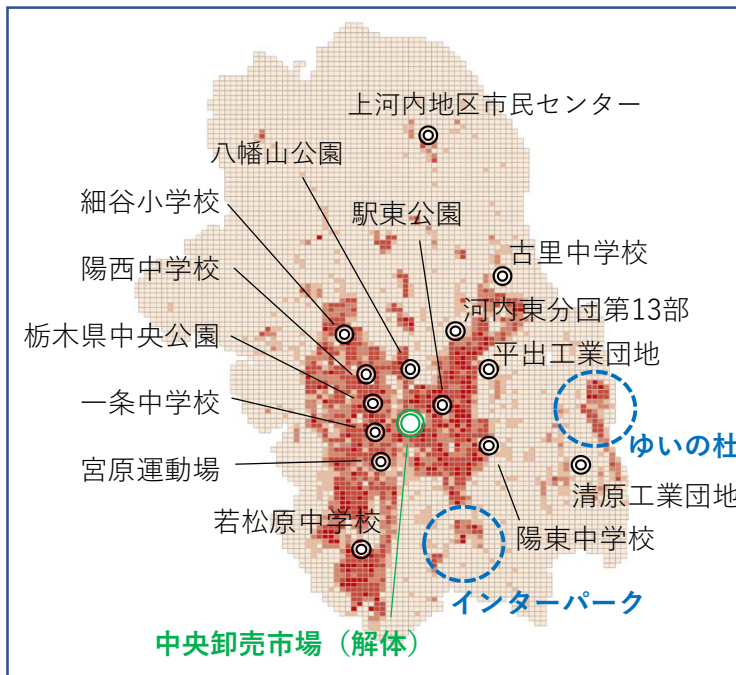
(2) 本市南部の防災機能の向上

中央卸売市場の再整備

人口増加地区への対応

新たな備蓄庫の整備

「中央卸売市場賑わいエリア」整備事業に伴い、市場内の防災備蓄庫を解体（15箇所⇒14箇所）

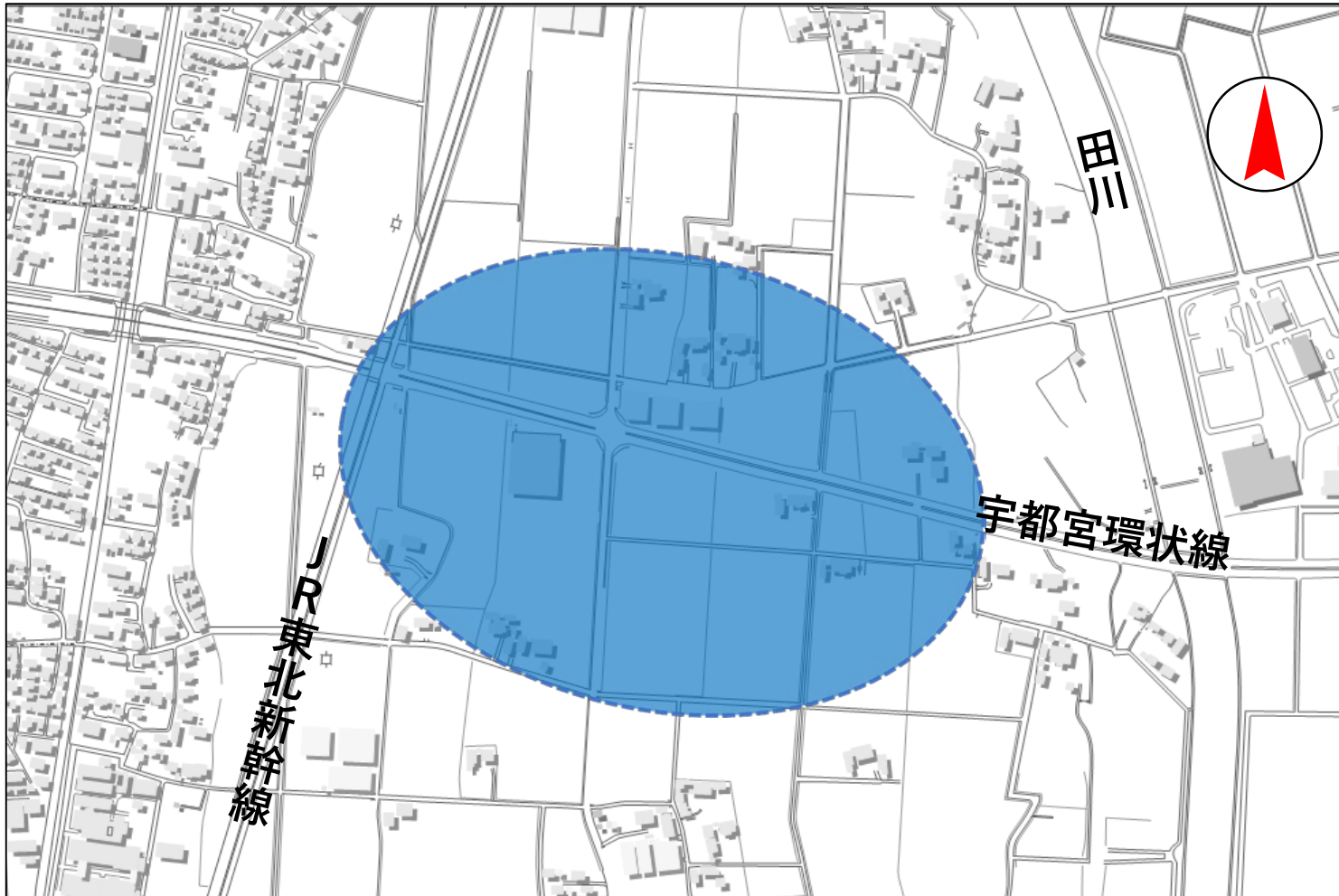


○：新たな防災備蓄庫の整備を検討する必要がある地区

南消防署移転改築事業に併せて、同一敷地内に新たな防災備蓄庫を整備する。

1 主な改定のポイント

(3) 新たな建設予定地の選定



当初建設予定地

所在地	宇都宮市上横田町
敷地面積	約 6, 5 0 0 m ²
区域区分	市街化区域
用途地域	準工業地域



新たな建設予定地

所在地	宇都宮市上御田町 ※左図の円で示すエリアの中から、 整備に必要な面積を確保するもの
敷地面積	約 9, 0 0 0 m ²
区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし

2 事業スケジュールの見直し

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本設計	■				
実施設計		■			
農振除外		■			
用地取得		■			
造成工事			■		
建設工事				■	

供用開始予定

⇒ 改定前の「基本計画」(R4.8月策定)では、令和9年度の供用開始を予定していたが、新たな建設予定地の選定及び施設機能の追加に伴い、令和10年度の供用開始を目指す。

3 計画の内容

宇都宮市南消防署整備基本計画(改定版)概要版

別紙

令和5年度 総合計画主要事業の進捗状況について

総合政策部 政策審議室

スーパースマートシティの実現に向けて取り組む主要事業は順調に進捗しています

令和5年度総合計画主要事業として位置付けた20項目について、その執行状況や推進上の課題等を的確に把握し、総合的・効率的な執行を確保するため、1月末時点の進捗状況の確認を行ったところであり、本年度の主要事業については、概ね順調に進捗しています。



令和5年度総合計画主要事業の進捗状況について

1 主な取組

① 都市魅力のフル活用による地域経済の活性化

- 3 x 3ワールドツアーの開幕戦「うつのみやオープナー2024」と、パリ2024オリンピックの出場を懸けた「3 x 3オリンピック予選大会」の本市での連続開催（「3 x 3ウィーク」）が決定（別紙8ページ No.15）
- 本市へのMICE誘致に向けた積極的なセールスや開催支援補助、本市観光資源を活用したアフターコンベンションの充実など、戦略的なMICEの推進に取り組み、166件のMICEを開催（1月末時点）

（別紙8ページ No.17）※参考：令和4年度（R4.4～R5.3）開催件数108件

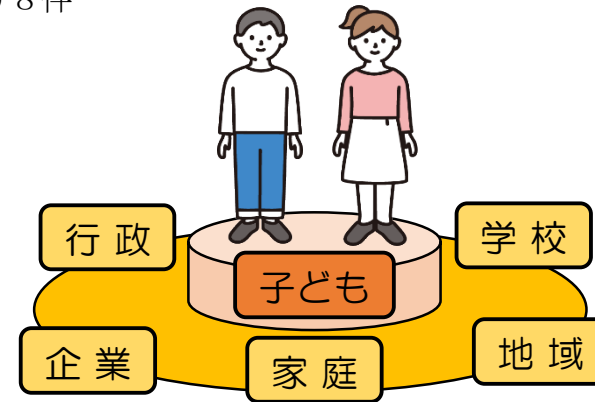


▲ライトキューブでのコンベンション
▼コンベンション参加者を宇都宮餃子でおもてなし



② 「選ばれるまち」の実現に向けた取組の強化

- 子どもたち一人ひとりが、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前前に成長できるまちの実現に向け、地域や企業に加え、未来を担う「宮っこ」と検討を重ね、2月に「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定（別紙1ページ No.2）
- テレビCMや移住・定住相談窓口「miya come」など、あらゆる媒体・機会を活用した移住定住プロモーションの展開により、移住者数は昨年度を上回る見込み（別紙1ページ No.2）

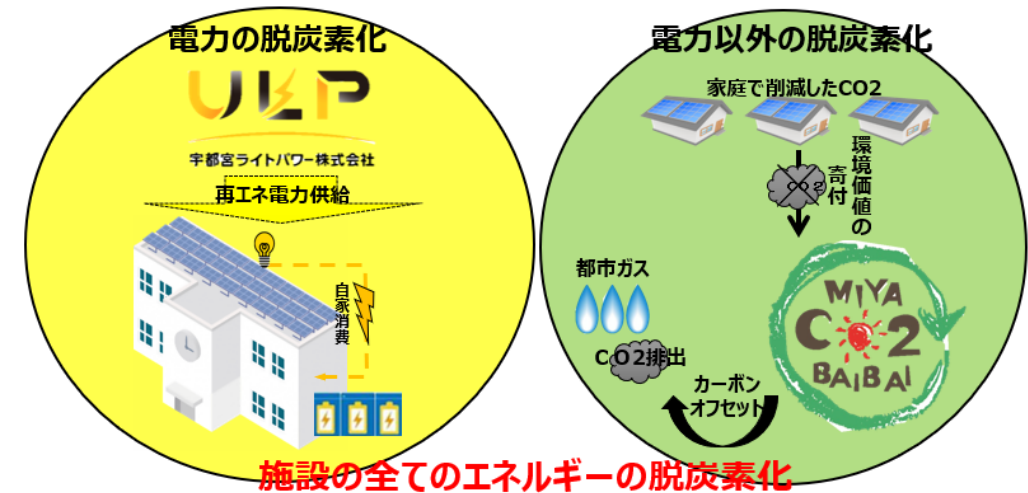


本市への移住相談件数 480件（前年同月比1.5倍）
うち、133世帯259名が本市に移住！（1月末時点）
※令和4年度（R4.4～R5.3）移住者 124世帯266名

令和5年度総合計画主要事業の進捗状況について

③ 再生可能エネルギーの利用促進

- ゆいの杜小学校において、使用する全てのエネルギーを脱炭素化する「ゼロカーボンスクール」の実現に向け、公共施設では初となる「PPA方式」により太陽光発電設備等を導入（別紙9ページ No.19）
- 民間事業者のEVバス導入や事業所への太陽光発電設備設置に対する補助を実施し、公共交通の脱炭素化を促進（別紙9ページ No.19）



④ ライトラインを活かしたまちの活力向上

- ライトラインは、通勤・通学やお出かけなどの日常的な利用の浸透等により、想定を上回るペースで利用者数が推移しており、2月に利用者数が200万人を突破（別紙4ページ No.8）
- 「東部総合公園整備運営事業」において、整備・運営を担う公募設置等予定者を決定し、基本協定を締結したほか、地域や周辺企業等と連携し、「きよとこ清原マルシェ」を9月に開催（2月24日・25日に第2回を開催予定）するなど、地域・企業・行政によるライトライン沿線のまちづくりを推進（別紙3ページ No.6）

「グッドデザイン賞」「日経優秀製品・サービス賞『最優秀賞』」を受賞するなど、高い評価を獲得！



▲東部総合公園整備イメージ

令和5年度総合計画主要事業の進捗状況について

2 令和5年度総合計画主要事業一覧（20事業）※各事業の主な取組については別紙参照

No	●事業名 <所管課>
緊急的に対応が必要な事業	
1	●物価高騰対策 <政策審議室>
人づくり	
2	●少子化対策をはじめとした人口減少対策 <子ども政策課, 人口対策・移住定住推進室>
3	●女性活躍の推進 <男女共同参画課>
4	●生涯にわたるスポーツ活動の推進 <スポーツ振興課, 用地課>
デジタル	
5	●地域社会全体のデジタル化の推進 <デジタル政策課>
NCC	
6	●LRT沿線のまちづくり <NCC推進課, 河川課, 文化課, 建設用地室>
7	●都心部まちづくりの推進 <NCC推進課都心部まちづくり推進室, 市街地整備課, 市街地整備課再開発室, 交通政策課, LRT整備課>
8	●公共交通ネットワークの充実 <交通政策課, LRT整備課, LRT整備課協働広報室, LRT管理課>
9	●MOVE NEXT UTSUNOMIYA <交通政策課>
10	●道路ネットワークの整備 <道路建設課, 建設用地室>
11	●災害に強いまちづくり <河川課, 農業企画課, 下水道管理課, 工事受付センター, 危機管理課, 都市計画課>

令和5年度総合計画主要事業の進捗状況について

No	●事業名	<所管課>
地域共生社会		
12	●まるごと支え合いエールUネット（重層的支援体制整備事業）の推進	<保健福祉総務課>
13	●子どもを守り育てる支援の強化	<子ども政策課, 子ども支援課, 教育センター>
地域経済循環社会		
14	●新たな産業団地の整備推進	<産業政策課>
15	●国際的スポーツイベントの開催による地域経済の活性化	<都市魅力創造課>
16	●大谷周辺地域の振興	<観光交流課大谷振興室>
17	●MICEの推進による地域経済の活性化	<都市魅力創造課>
18	●中央卸売市場の賑わいエリアの整備推進	<中央卸売市場>
脱炭素社会		
19	●カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進	<環境創造課, 交通政策課>
20	●効率的・効果的なごみ処理体制の構築	<廃棄物施設課, 廃棄物政策課>

「共創のまちづくり」の 充実・強化について



総合政策部 政策審議室

『共創のまち』 うつのみや ～新たな価値の創造を目指します！～

本市では、スーパースマートシティの実現に向け、これまで進めてきた官民連携の取組を強化し、市民・事業者・団体・行政など、まちづくりの主体が一体となり、市民サービスの向上や新しい価値の創造を目指す「共創のまちづくり」を充実・強化してまいります。

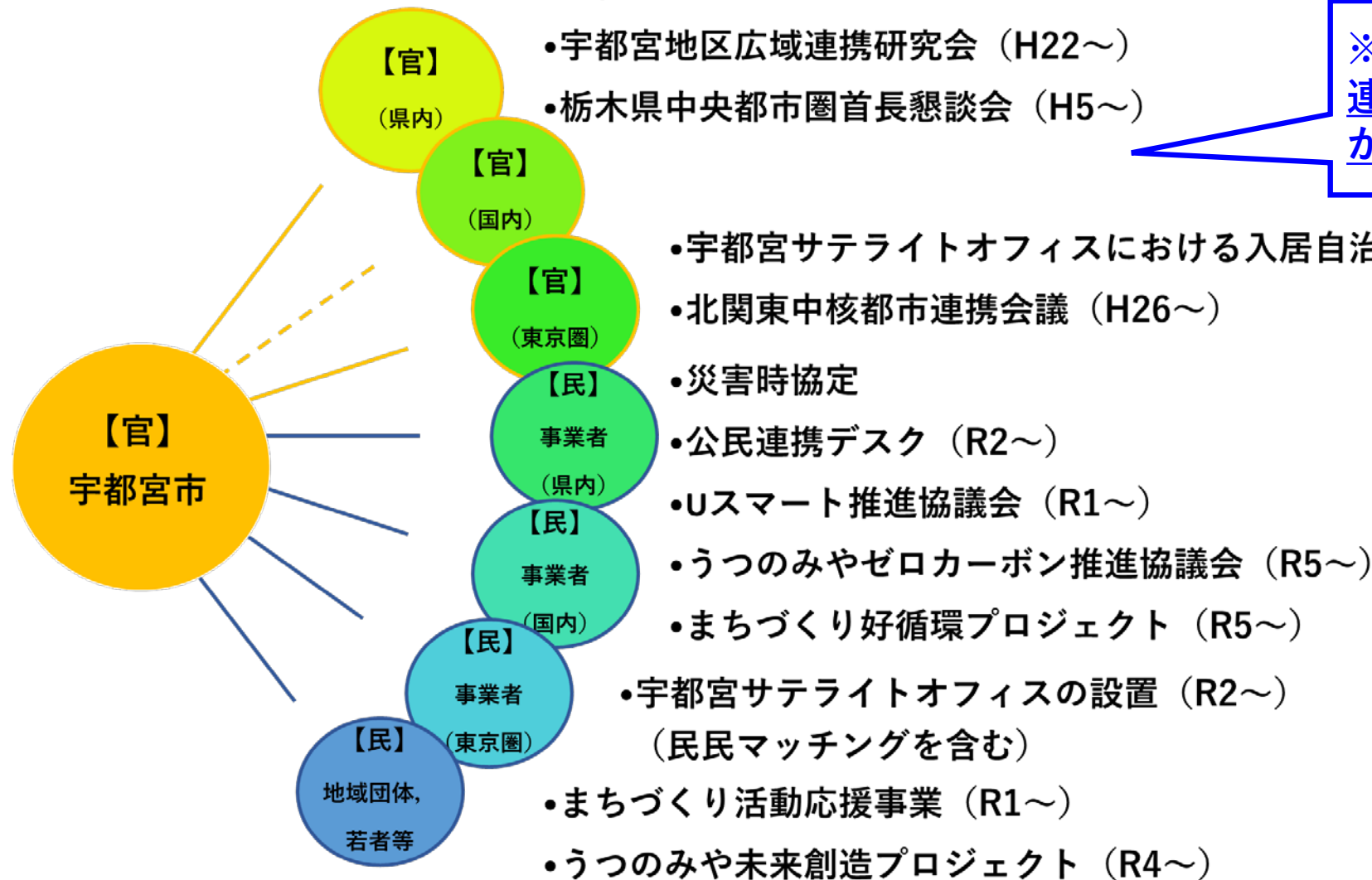
令和6年度からは新たに、事業者や団体などのまちづくりの主体が活発に交流できる機会を創出するとともに、事業者や若者等からの新たな価値の創造や地域の課題解決につながる提案について、これまで以上にまちづくりの多様な分野において具現化できるよう取り組んでまいります。



1 現状・課題

- ・本市においては、これまで、市と事業者が連携し、地域における公共的な課題に対応することで市民サービスの向上や行政事務の効率化などを目的に官民連携の推進に取り組むとともに、令和5年度よりスタートした「第6次総合計画後期基本計画」においては、官民連携の取組を発展させ、行政はもとより、市民・事業者・団体などのまちづくりの主体が一体となった共創のまちづくりの推進に取り組んでいる。
 - ・このような中、令和2年に設置した「宇都宮サテライトオフィス」においては多様なステークホルダーによる共創・協業の実績を上げており、都市間連携についても共通する行政課題の解決を目的に複数の都市との連携に取り組む中、災害に備えた更なる連携強化やオンラインによる情報交換が活発化しており、多様な地域資源・文化を持つ都市間の新たな交流についても、連携方策や機会創出の手段の選択肢が広がっている。
- ⇒このようなことから、人口減少・高齢化等による人口構造の変化が加速しており、持続可能な形で市民生活や事業活動を支えていくためには、より一層、共創・協業を促進し、市民サービスの向上や新しい価値の創造を目指す必要がある。

【共創に関する現状】



※都市間の新たな交流について、
連携方策や機会創出の手段の選択肢
が広がっている。

2 今後の進め方

- ・ 官民連携においては、スタートアップなどの事業者からの 民間ならではのアイデア・新たな発想を活かした提案や 将来のまちづくりを担う若者からの地域の課題解決につながる提案などを これまで以上にまちづくりの多様な分野において具現化するとともに、都市間連携においては、各都市がそれぞれの強みを活かし、地域経済の発展や次代を担う人づくりに向け、資源を提供し合うなど、地域の枠を越えた連携・交流を強化していく。

【官民連携により想定される取組例】

- 政策提言AIの活用による未来シナリオの導出
- ライトライン沿線のまちづくり、脱炭素・循環社会まちづくり
- 基金を活用したスポーツまちづくりの推進 など

【都市間連携により想定される取組例】

- 産業・観光面などでの交流による地域振興、文化交流による青少年の人材育成
- 県内近隣市との広域連携によるMICEの誘致強化
- 宇都宮サテライトオフィスを通じた連携強化（CIC入居自治体間等）
- 児童相談所の設置に向けた人材交流（児童相談所設置市） など

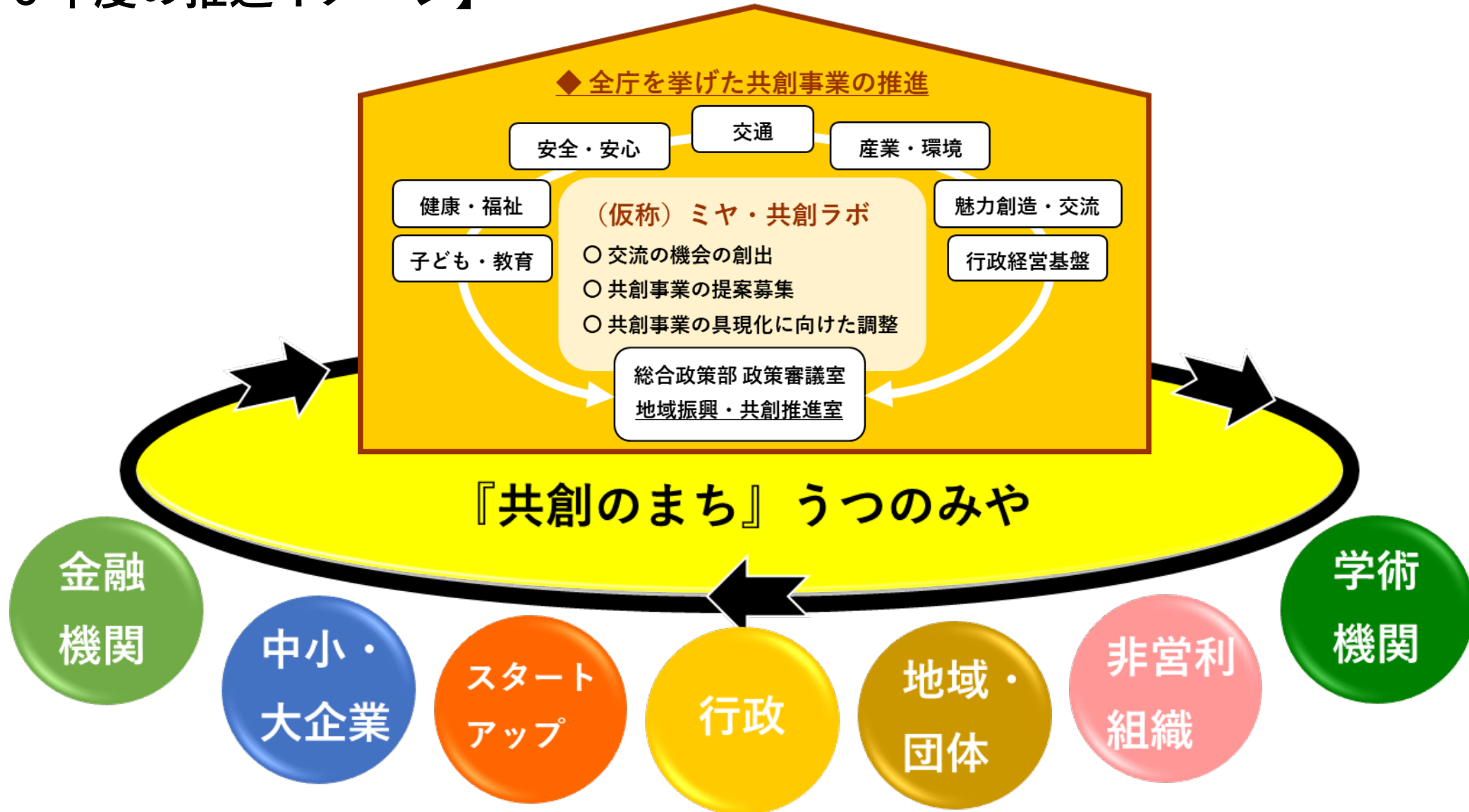
2 今後の進め方

- ・ 今後の官民連携や都市間連携を充実・強化に向け、令和6年度より、事業者等の相談窓口となり、全庁を挙げた共創事業の推進を図るため、主体間連携等の総合調整を担う「地域振興・共創推進室」を総合政策部に設置するとともに、それらの共創事業の具現化に向け、実証実験等を支援する。

＜地域振興・共創推進室の役割＞ **【新規】**

- 都市の魅力を高めるための新たな価値を創造する提案や市の抱えている課題解決に向けた事業者等からの提案募集
- 事業者・団体等からの提案に係る相談・ヒアリング
- 共創事業の具現化に向けた分野横断的な調整・協業に係る伴走支援

【令和6年度の推進イメージ】



3 令和6年度の取組（予定）

(1) 事業者や団体など、まちづくりの主体等の交流の機会の創出【新規】

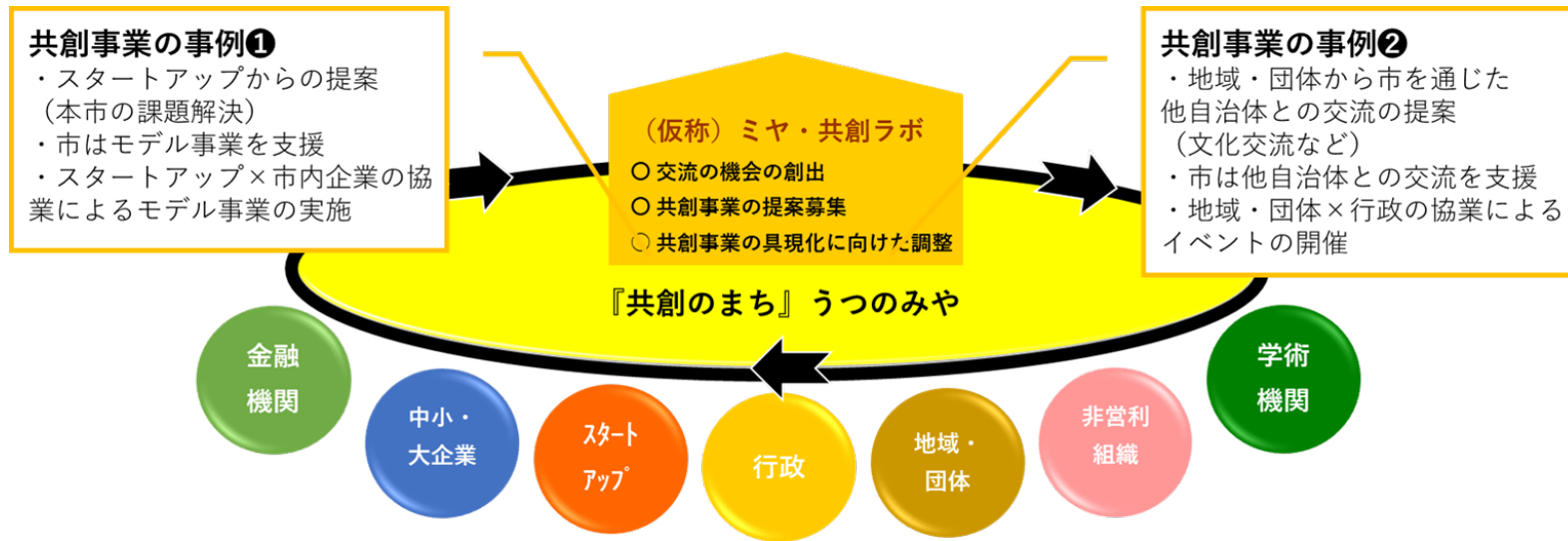
地域課題解決やイノベーション創出につながる人材のコミュニティ形成・マッチングを支援するため、人や企業、市内のまちづくり人材など、市内内外の様々な主体が交流できる場を設置・運営

(2) 共創事業における実証実験等への支援

交流の機会の創出などにより、民間事業者等から共創・協業などの提案を受け、実証実験等に要する経費の一部を支援するための「（仮称）ミヤ・共創・ラボ」を設置・運営



そこに行けば常に何かが起こっている
期待感！



⇒ 共創事業については、民間事業者等からの提案や行政が主体となった連携方策の実施など、令和5年度においても随時、取組を展開中（参考①）

オンライン展示会を活用した 宇都宮市の産品の販路拡大の実証

《都内スタートアップ×市内事業者21社》



※画像は商品イメージ

(1) 実施内容

生産者とバイヤーのマッチングを支援するため、株式会社イーストフィールズ（スタートアップ企業）が運営するオンライン展示会上において、登録バイヤーへ本市の魅力を訴求するための、市内事業者を集めた特設PRページを作成（モデル実施，参加費無料）

(2) 参加予定事業者

市内事業者21社
（農産物や加工品を取扱う生産者など）

(3) 掲載期間

6か月間
（令和6年3月～8月予定）

3月より、オンライン展示会「Granstra（グランストラ）」にて、本市特設PRページを公開！！

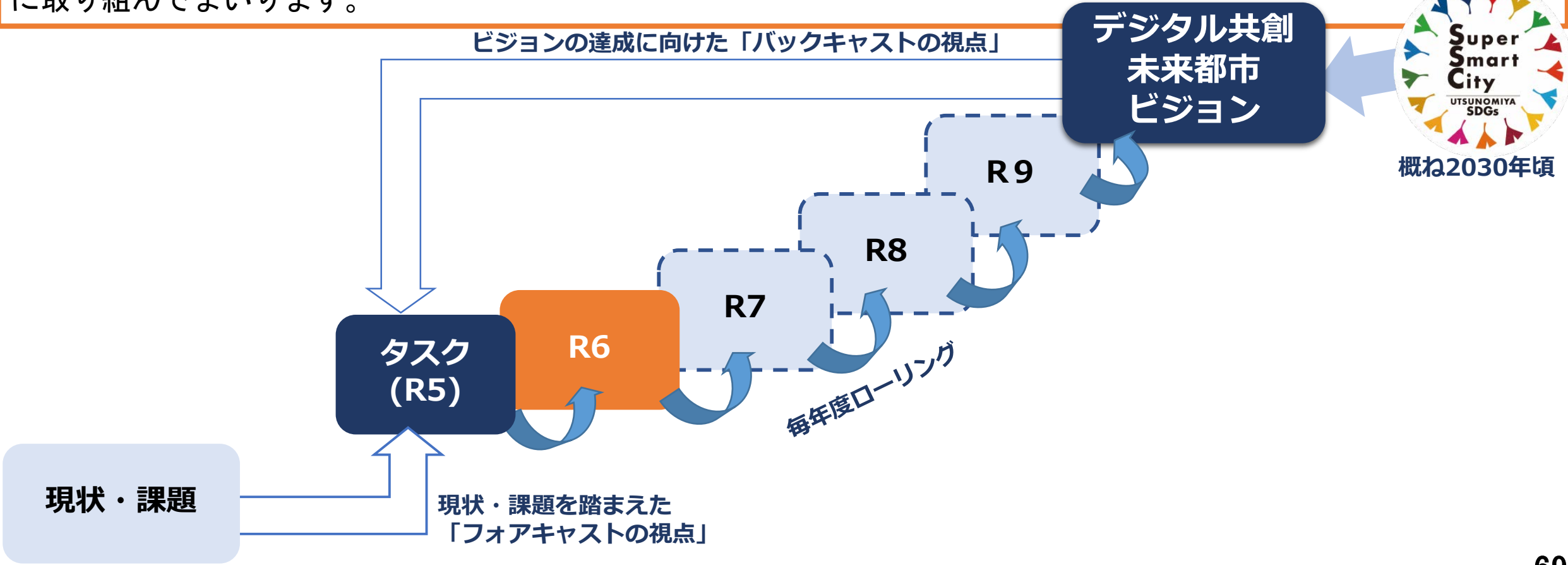
※宇都宮サテライトオフィスとの連携事業

令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」について

総合政策部 デジタル政策課

令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」を策定！

外部環境の変化や各取組の進捗状況等を踏まえ、DX実現タスクのローリング（見直し）を行い、令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」を策定いたしました。特に、ビジョンの目指す姿を具体化する「バックキャストの視点」からの取組については、CDXO補佐官・DX専門官の知見も踏まえ、新たに4つの取組をタスクに位置付けました。今後とも、市民の誰もがデジタルの恩恵を享受できる環境を構築していくため、全市を挙げてDXに取り組んでまいります。



令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」について

(参考) 令和5年度 各取組の進捗状況 (1月末時点)

重点取組事項 (8項目)	取組数			KPI (重要達成度指標)
	当初想定 より進み	計画通り	やや遅れ	
①SSC実現に向けたデジタルサービスの提供等	0/37	37/37	0/37	デジタルサービスの恩恵を享受している市民の割合 (%) R4:46.8 ⇨R6.1末:集計中 ⇨R9目標:66.0
②スマート窓口の実現	1/8	7/8	0/8	行政手続きオンライン化数 (手続) R4:100 ⇨R5.10末:192 ⇨R6.1末:217 ⇨R9目標:500
③デジタルデパート対策・デジタル人材育成	0/6	6/6	0/6	宮デジサポーター養成人数 (人) R4:0 ⇨R5.10末:21 ⇨R6.1末:40 ⇨R9目標:120
④デジタル社会基盤の強化	0/2	2/2	0/2	マイナンバーカード普及率 (%) R4:49 ⇨R5.10末:72 ⇨R5.12末:73 ⇨計画期間中目標:100
⑤業務のデジタル変革	0/6	6/6	0/6	AI/RPA活用業務数 (業務) R4:14 ⇨R5.10末:17 ⇨R6.1末:22 ⇨R9目標:120
⑥庁内DX人材の育成・確保	0/6	6/6	0/6	ローコード・ノーコード開発ができる職員数 (人) R4:30 ⇨R5.10末:141 ⇨R6.1末:169 ⇨R9目標:300人
⑦スマートワークの実現	0/3	3/3	0/3	執務室改善着手フロア数 (フロア) R4:1 ⇨R5.10末:4 ⇨R6.1末:4 ⇨R9目標:本庁舎全フロア
⑧データの利活用	0/5	5/5	0/5	国の推奨データセット公開割合 (%) R4:78 ⇨R5.10末:78 ⇨R6.1末:78 ⇨R9目標:100

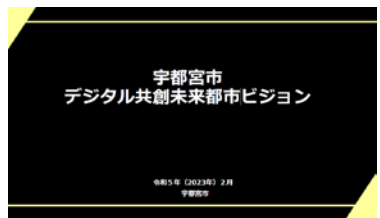
令和6年度「宇都宮市DX実現タスク」について

○強化した点

「バックキャストの視点」からの取組として、デジタル技術の進展などの外部環境の変化や各取組の進捗状況、さらには、他自治体や民間事業者での経験が豊富で、本市のDXの取組を約1年間牽引したCDXO補佐官・DX専門官の知見を踏まえ、**新たに4つの取組をタスクに位置付け、検討に着手**します。

○追加・終了・改善した点

「フォアキャストの視点」からの取組として、各取組の進捗状況や改定された国の「自治体DX推進計画」等を踏まえ、新たに**25の取組を追加し、3の取組を終了、15の取組を改善**しました。



外部環境や地域の声を踏まえた「ビジョン」



補佐官
専門官の知見

重点取組事項		「バックキャストの視点」からの新たな取組
①SSC実現に向けたデジタルサービスの提供等	地域共生社会	◎ 身近で操作しやすいデジタル（スマートスピーカー（※1）等）を用いた誰にでも優しい社会づくり 【声で操作して必要な情報をやりとりするスマートスピーカーなど、複雑な操作が必要でないデジタルを活用することで、誰もがデジタルの恩恵を受けられる社会づくりをイメージ】
	脱炭素社会	◎ SDGsへの貢献を目指した、事業活動が自然環境へ与える影響のデジタルによる可視化
③デジタルデバッド対策・デジタル人材育成		◎ 次世代（小中高生）のデジタルリテラシーの向上 （デジタルを活用した地域課題解決への関わりの機会の創出など） 【次世代が地域課題の解決等をデジタルを活用して実践する場を設け、そこでの活動を通じて、デジタルリテラシーの向上を図ることをイメージ】 ◎ 市民によるデジタルを活用した地域課題の解決 （Civic Tech（※2）団体等の立ち上げ支援など）

※1 スマートスピーカー：インターネットと接続し、人の音声を認識でき、AIが質問や願いに応じて暮らしをサポートするワイヤレススピーカー
 ※2 Civic Tech（シビック テック）
 ：Civic（市民）とTech（テクノロジー）を掛けあわせた造語。市民自身がテクノロジーを活用して行政サービスの問題や社会課題を解決する取組

重点取組事項 ①スーパースmartシティ実現に向けたデジタル

改定の例

地域共生社会に貢献するデジタル

「スーパースmartシティ」の名にふさわしい、
市民の暮らしを快適・便利にするデジタルサービスを提供します

K P

している市民の割合

R4	⇒	R9
46.8%		66.0%

▲：フォアキャストの取組, ▼：バックキャストの取組,
◇：バックキャストの視点から生まれたフォアキャストの取組

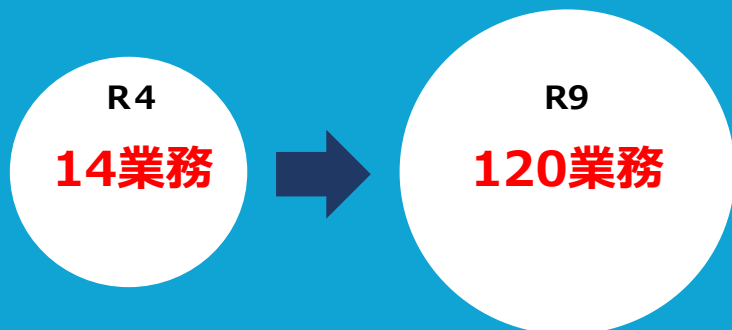
ビジョン	R6施策・事業（毎年度ローリング）						
	フォアキャストの取組	バックキャストの取組	R5	R6	R7	R8	R9
地域で学び活発に活動できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▲「うつのみやデジタルスクエア」を通じた地域団体の運営支援 ▲スマートフォンアプリを活用したまちづくり活動応援事業 ▲魅力ある自治会づくり支援事業補助金【改善】 ▲地域活動団体デジタル活用支援事業補助金 ▲スマートフォンの基礎的な操作方法等を学ぶ「スマホ基礎講座」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容の変更（補助金の新設） 取組の追加（▲：フォアキャストの取組） 					
デジタルに不慣れな人にも優しい社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▲「宮デジサポーター」によるデジタル知識・技術の伝達・支援 ▲広報紙を活用したデジタルデバイド対策の推進 ◇本庁や地域行政機関へのデジタル活用支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ▼デジタル機器を操作しなくともデジタルの恩恵を受けられる環境づくり (⇒◇本庁や地域行政機関へのデジタル活用支援員の配置) ▼身近で操作しやすいデジタル（スマートスピーカー等）を用いた誰にでも優しい社会づくり 					
	取組の追加 (◇：バックキャストの視点から生まれたフォアキャストの取組)	取組の追加 (▼：バックキャストの取組)	高度な知識なくデジタルの恩恵を受けられる環境づくりの検討		実証⇒実装		

重点取組事項 ⑤業務のデジタル変革

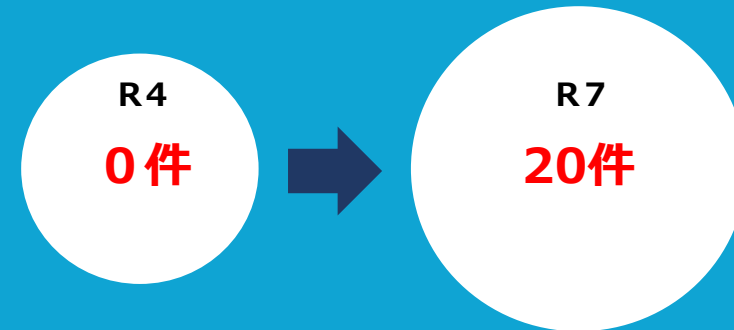
改定の例

紙文化からの完全脱却、規制の抜本見直し、デジタルのフル活用により、デジタルを前提とした業務の在り方への転換を図ります

■ KPI
AI/RPA
活用業務数



■ KPI
標準化共通化
対応システム数



▲：フォアキャストの取組, ▼：バックキャストの取組

	R6施策・事業（毎年度ローリング）	R5	R6	R7	R8	R9
業務におけるデジタルツールの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ▲AIを活用した業務効率化の推進 ▲RPAの導入を通じた業務プロセス改善の推進 ▲共通事務を効率化するデジタルツールの活用促進 ▲ローコード・ノーコード型システム開発・活用の推進 ▲二十歳を祝う成人のつどいにかかる受付の電子化 ▲屋外広告物掲出状況実態調査 ▲生成AIの活用 					
	<p>取組の追加 (▲：フォアキャストの取組)</p>					
情報システムの最適化・クラウド化	<ul style="list-style-type: none"> ▲自治体情報システムのシステム標準化・共通化・クラウド化 ▲クラウド型業務システムの活用 ▲行政としての機能を維持・継続できる強靱性（レジリエンス）の確保 					

新たな産業団地の整備について

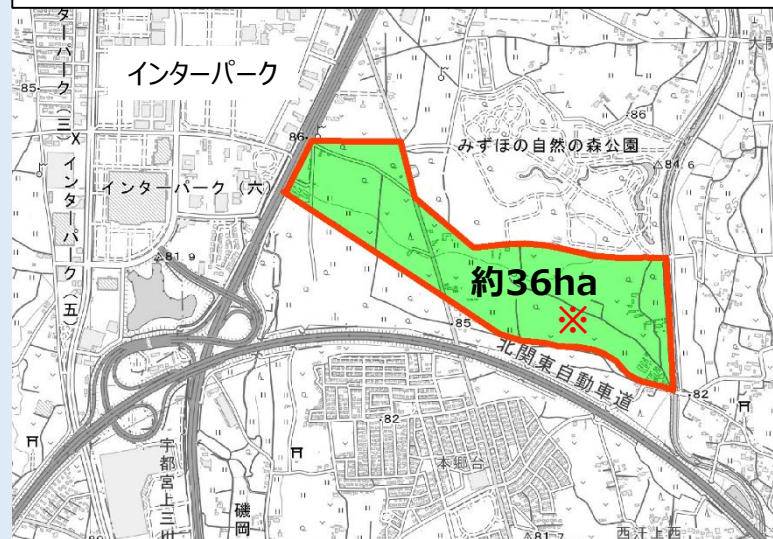
経済部 産業政策課

本市が主導する新産業団地の「事業候補地」を選定しました

本市が主導する新産業団地の「事業候補地」を選定しました。今後、候補地内の地権者の皆様の御意向を伺いながら、事業を実施する「事業区域」などを決定してまいります。地権者の皆様には、改めて説明会の御案内をいたします。

1 事業候補地（今後、地権者の皆様の御意向を確認するエリア）

(仮称)インターパーク東地区

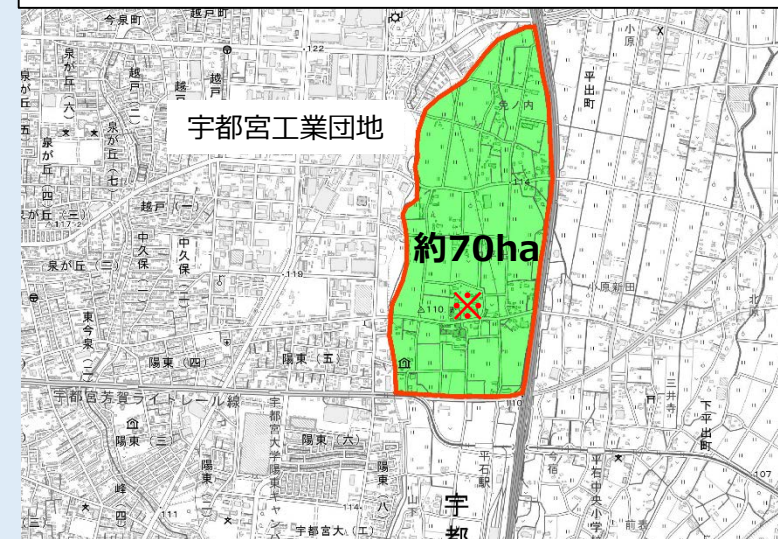


【選定理由】

企業ニーズが高く、インターチェンジや新4号線からのアクセス性にも優れるとともに、土地利用の制限が比較的少なく、早期の産業団地整備が見込めるため。

※ 地権者の皆様の御意向を確認するエリアであり、御意向を伺いながら「事業区域」を決定してまいります。

(仮称)宇都宮工業団地東地区



【選定理由】

企業ニーズが高く、都市拠点からのアクセス性に優れるとともに、産業拠点等や東部総合公園、平石停留所に隣接しており、周辺環境との相乗効果が見込めるため。

2 「事業候補地」選定の考え方

(1) 行政計画における位置づけ

- 本市では、市民生活の質や、都市としての価値・活力を高めることのできる都市の実現に向け、高度な産業等の集積を図る「産業拠点」を市内に8か所設定（『第6次宇都宮市総合計画（後期基本計画）』）

【産業拠点】

- ・ 清原工業団地 ・ 宇都宮工業団地 ・ 河内工業団地 ・ 瑞穂野工業団地 ・ 河内中小工業団地
- ・ テクノポリスセンター地区 ・ インターパーク地区 ・ 宇都宮インターチェンジ周辺地区

- 市内の就業の場の確保に向け、新たな事業者の進出や市内企業の事業拡大を促すとともに、広域的な道路交通の利便性を活かした工業団地の周辺等において、企業立地ニーズ等を踏まえながら、新産業団地の整備による拠点化を促進（『第3次宇都宮市都市計画マスタープラン』）
- 令和5年2月に改定した『うつのみや産業振興ビジョン』において、産業用地の確保目標面積を45ヘクタール（分譲面積）と定め、「早期かつ計画的な新産業団地の整備」を位置づけ

(2) 選定の考え方

- 上記計画に基づき「産業拠点」の拠点化を促進するため、首都圏への交通利便性に優れ、企業立地ニーズの高い、本市南部及び東部地域の産業拠点周辺において、早期かつ計画的な産業団地整備に向け、本市が主導で事業の実施を検討していく「事業候補地」を選定

「宮原運動公園野球場」の供用開始 について

教育委員会事務局 スポーツ振興課

宮原運動公園野球場を4月1日から供用開始！

令和4年度から改築工事を実施していた宮原運動公園野球場の整備が完了したことに伴い、3月1日から予約を受け付け、4月1日から供用を開始します。

野球場のバックネット側には、屋根を設置するとともに、エレベーターや多目的トイレをはじめとしたバリアフリーに対応するなど、皆様が快適に施設を利用いただける野球場となりましたので、是非、ご利用ください。3月中には、野球場の歴史を伝える「歴史伝承看板」も設置する予定です。

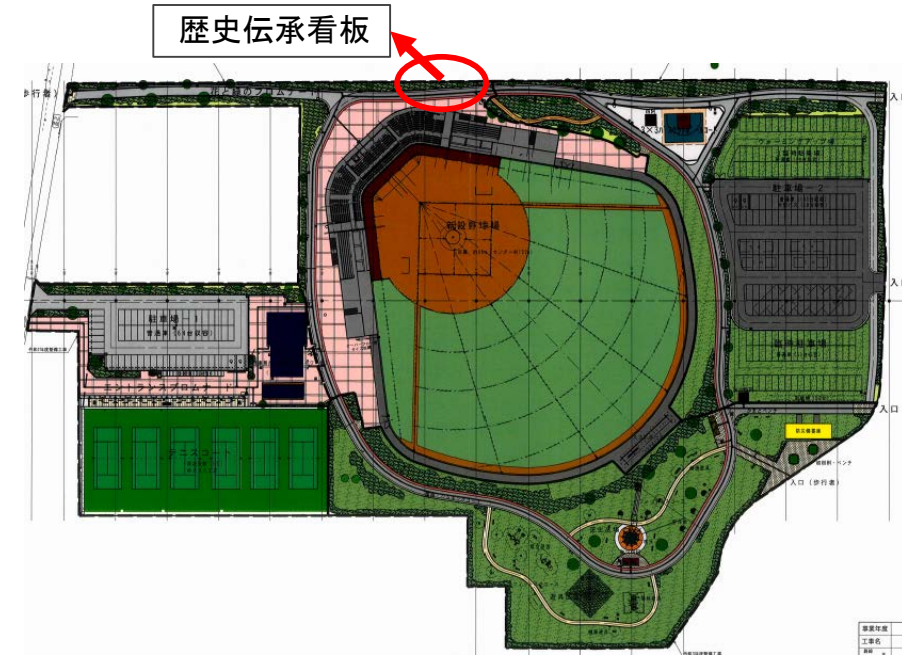
供用開始にあたり、3月27日に開場式典を開催するほか、中学生による記念試合を実施します。



▲改築した宮原運動公園野球場

1 宮原運動公園再整備の概要

実施年度	整備内容
平成29年度	野球場解体工事（平成30年度まで）
平成30年度	仮設野球場新築工事（令和元年度まで） 庭球場夜間照明LED化改修工事
令和元年度	管理事務所改築工事（令和2年度まで）
令和2年度	南側遊具広場整備工事（令和3年度まで） 庭球場再整備工事（令和3年度まで） 西側駐車場等整備工事（令和3年度まで）
令和4年度	仮設野球場解体工事 野球場改築工事（令和5年度まで）
令和5年度	北側園路等整備工事（令和6年度まで）
令和6年度	東側駐車場等整備工事 ・東側駐車場及び周辺園路，3 x 3コート整備



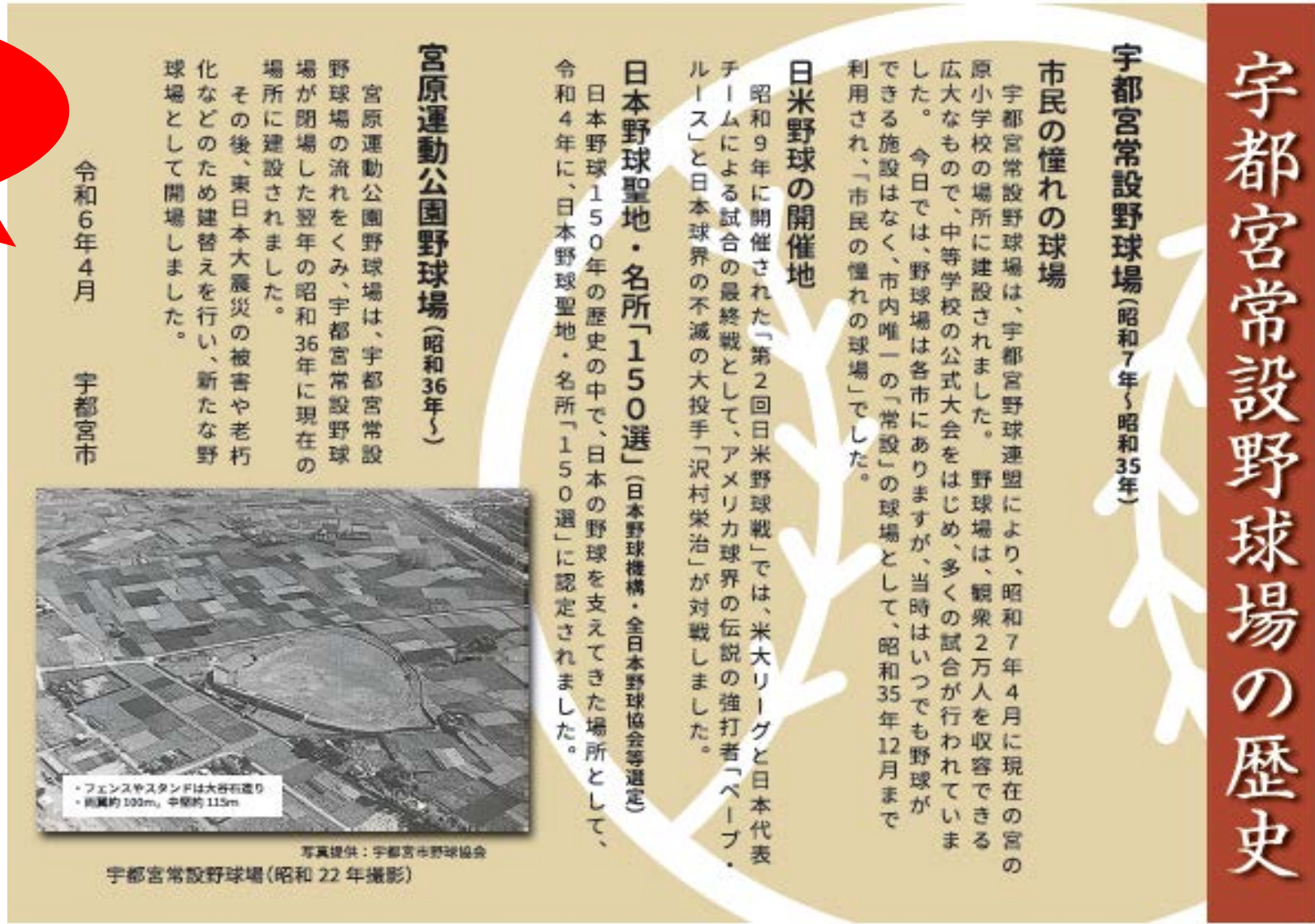
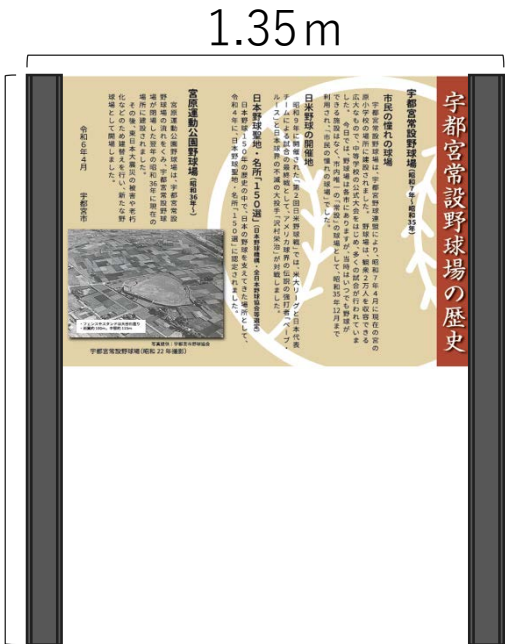
【野球場改築に係るスケジュール】

R4年	9月～	着工
R5年	12月	公園条例一部改正
R6年	2月1日	引き渡し
	3月1日	予約受付開始
		歴史伝承看板設置
	4月1日	供用開始

「宮原運動公園野球場」の供用開始について

2 歴史伝承看板のイメージ

「日本野球聖地・名所」の選定は
県内唯一！



3 宮原運動公園野球場の概要

面積	約 14,000 m ²	スタンド	約 1,200 席 一部屋根設置	
グラウンド	夜間照明無 スコアボード有	内野	黒土	外野 天然芝
利用種目	硬式野球, 軟式野球, ソフトボール (興行利用不可)			
スタンド下の諸室	更衣室や会議室ほか エレベーターや多目的トイレなどバリアフリー対応			

4 利用時間・使用料

区分	利用時間	単位	金額
野球場 (一般)	午前 9 時 から 午後 5 時	1 時間当たり	2,650 円
野球場 (中学生以下)			1,320 円



5 利用申し込み

- 3月1日から受付開始 (4月, 5月分)
- ※ 芝の養生のため, 一部利用を制限する場合有
- 予約方法: 宇都宮市公共施設予約案内システムからの予約, 電話予約 (3月20日~)
- 問い合わせ先: 宮原運動公園 TEL 028-658-1052

6 開場式典の概要

(1) 日時 令和6年3月27日(水) 13:00～13:30(式典), 14:00～16:00(記念試合)

(2) 会場 宮原運動公園野球場(グラウンド)

(3) 内容

① 式典

宇都宮市長挨拶, 来賓祝辞(宇都宮市議会議長)

テープカット(記念撮影)

始球式

※ 招待者: 関係団体, 地元連合自治会長, 議員等

② 記念試合

一条中学校・雀宮中学校の合同チーム 対 陽南中学校チーム



小学生への t o t r a 配付事業の実施について



総合政策部 交通政策課

小学生への t o t r a 配付事業の実施について

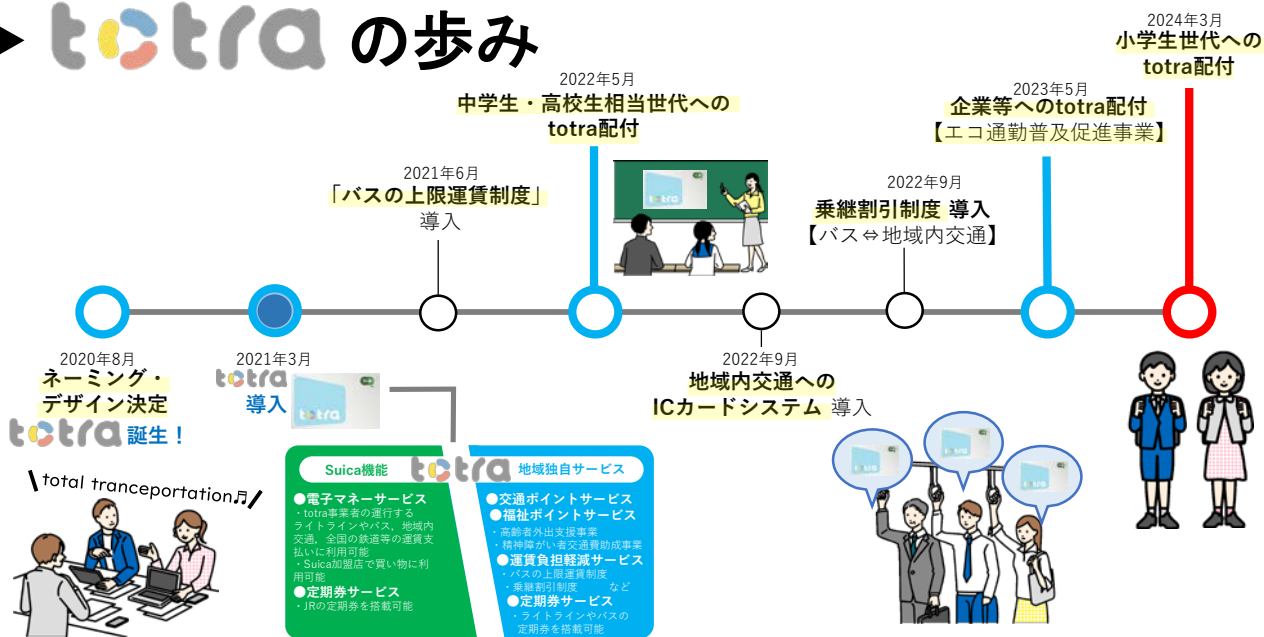
市内在住の全小学生に交通系 I Cカード「t o t r a」(小児用)を配付します!

本市の小学生に将来に渡って公共交通を利用していただけるよう、公共交通を利用する際の利便性を高め、日常生活において公共交通を使う習慣づくりを推進するため、市内在住の全小学生(約27,000人)を対象に、小児用 t o t r a を無料で取得できる引換券を配付します。

小児用 t o t r a は自動的に小児用運賃が適用になるほか、ライトライン・バス・地域内交通の乗継割引などの各種割引制度が利用できる便利でお得な交通系 I Cカードです。

この機会にぜひ「マイ t o t r a」を取得いただき、市内の公共交通をご利用ください。

▶ t o t r a の歩み



小学生への t o t r a 配付事業の実施について



1 小児用 t o t r a (小学生専用 I C カード) の概要

- ▶ 自動的に小児用 (小学生) 運賃が適用 (普通運賃の半額)
- ▶ 本市独自の割引制度 (上限運賃, 乗継割引) が小児用運賃で自動的に適用
- ▶ 記名式 (本人以外使用不可) の I C カード
- ▶ 満 1 2 歳に達する日 (誕生日前日) 以後の最初の 3 月 3 1 日まで有効

※ 1 2 歳に達した翌年度の 4 月 1 日以降に手続きすることで, 一般用の t o t r a として利用が可

2 実施手法

- ▶ 引換券を対象者に郵送し, その引換券を交通事業者の窓口を持参することで, ライトライン・バス・地域内交通で利用できる交通ポイント (500円分) とデポジット (500円) が付与された小児用 t o t r a を無料で取得可能

※ 既に小児用 t o t r a を所有する対象者には, 交通ポイント (1,000円分) を付与

- ▶ 市内小学校を通じて, 「t o t r a 完全攻略マニュアル」, 「『小学生への小児用 t o t r a 配付』案内文」を配付し, 小児用 t o t r a の取得を促進



小学生への小児用 t o t r a 配付事業の実施について

3 対象者・引換券配付時期

(1) 対象者

令和6年度に小学1～6年生となる市内在住の全ての方（2012年4月2日～2018年4月1日生まれ）

※現小学6年生→「新中学1年生への t o t r a 配付事業」にて学校を通じて配付（R6.4月以降）

(2) 配付時期（引換券）

第1弾：令和6年度 小学2～6年生の方（2012年4月2日～2017年4月1日生まれ）

令和6年3月4日（月）～（順次）

第2弾：令和6年度 小学1年生の方（2017年4月2日～2018年4月1日生まれ）

令和6年3月25日（月）～

※小児用 t o t r a 発行システム上、新小学1年生の発行開始は4月1日の約2週間前からとなることから、郵送時期を2段階に分けて配付

4 引換期間

令和6年3月1日（金）～令和6年9月30日（月）

5 引換場所（全9箇所）の名称及び所在地

宇都宮ライトレール



車両基地	下平出町 3 1 1 0
------	--------------

宇都宮駅東口停留場	宮みらい 1
-----------	--------

駅前定期券センター	駅前通り 3 - 5 - 6
-----------	----------------

池上定期券センター	池上町 4 - 9
-----------	-----------

関東自動車



築瀬営業所	築瀬 4 - 2 5 - 1
-------	----------------

駒生営業所	宝木町 2 - 8 2 0 - 1
-------	-------------------

宇都宮営業所	砥上町 9 7 7
--------	-----------

東野平出営業所	平出工業団地 1 9 - 8
---------	----------------

ジェイアールバス関東



宇都宮支店	芳賀町芳賀台 1 1 0 - 6
-------	------------------

※ジェイアールバス関東の窓口については、令和6年5月以降より引換可能

6 周知方法等

▶ 学校を通じた周知

⇒ 学校のデジタル連絡ツール「さくら連絡網」を通じた案内文の送付など



▶ イベント等における周知

⇒ 「宮っこを守り・育てる都市宣言」発表イベントにおける周知など

▶ 出前講座の実施

⇒ 交通政策課職員による「t o t r a」の利用方法等に係る出前講座の実施

- ・ totraの使い方
- ・ 引換方法 など

▶ 本市広報媒体による周知

⇒ 広報紙・市ホームページ・各種SNSなど



【令和5年6月 清原中学校における出前講座】

小学生への totra 配付事業の実施について

7 引換券イメージ

- ▶ 対象者へ郵送

オモテ



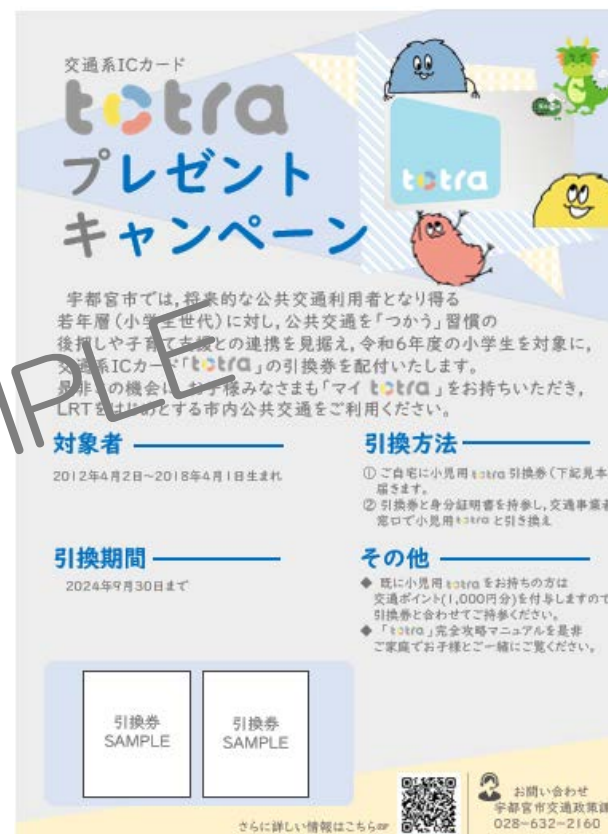
ウラ



8 案内文イメージ

- ▶ 学校を通じ配付

案内文（保護者向け）



totra完全攻略マニュアル



ライトライン「春のダイヤ改正」について

建設部 LRT管理課

ライトラインが更に快適・便利に！「春のダイヤ改正」を実施します。

ライトラインを更に快適・便利にご利用いただけるよう、宇都宮ライトレール株式会社において、4月1日に「春のダイヤ改正」を実施いたします。

今回のダイヤ改正により、宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地間における平日の各駅停車の所要時間は、これまでの「約48分」から、「約44分」に短縮されます。また、利用される皆様の利便性向上を図るため、通勤・通学利用の多い時間帯において、運行本数の増便や一部の停留場を通過する「快速電車」の運行を新たに実施してまいります。

1. 所要時間の短縮

⇒ 宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地間の「約48分」から「約44分」に短縮（平日の各駅停車）

2. 通勤・通学者への利便性向上

- ⇒ ① 朝の出勤・登校時間帯（下り）と、夕方以降の帰宅時間帯（上り）の増便
- ② 最混雑時間帯（下り、6時台後半～7時台）に所要時間約42分の快速電車を運行



ライトライン「春のダイヤ改正」について

1 ダイヤ改正のポイント

(1) 宇都宮駅東口から芳賀・高根沢工業団地間の**所要時間を短縮**します。(※1)

- ・ キャッシュレス乗車の浸透などによる運賃収受の円滑化や交通管理者の調整により、ライトラインのスムーズな運行が可能となったことから、所要時間の短縮を図ります。
- ・ 各駅停車（平日）の所要時間は、これまでの「約48分」から、「**約44分**」となります。

※1 土日・祝日は、これまで通り、約「48分」で運行します。

(2) 通勤・通学需要に対応した**増便等を実施**します。

- ・ 通勤・通学時間帯の混雑緩和や利便性向上を図るため、**増便を実施**します。

①朝の出勤・登校時間帯の増便（下り，宇都宮駅東口発）

始発～8：30 現行 18本 → **改正後 20本**（最ピーク時間帯は概ね4～8分間隔）

②夕方以降の帰宅時間帯の増便（上り，芳賀・高根沢工業団地発 宇都宮駅東口行）(※2)

	現行		改正後
18時台	6本	→	7本 （概ね 8分間隔）
19時台	5本	→	6本 （概ね10分間隔）
20時台	2本	→	4本 （概ね15分間隔）

※2 18時～22時の間、「芳賀・高根沢工業団地発 平石行」の電車の運転区間を延長し、「宇都宮駅東口行」とします。

(3) 通勤・通学利用者の利便性向上を図るため、下りの**快速運行を実施**します。(※3)

- ・ 最混雑時間帯（下り，**6時台後半～7時台**）に**所要時間「約42分」**の快速電車を運行します。
- ・ 途中停車駅は、「**宇都宮大学陽東キャンパス**」，「**平石**」及び「**清陵高校前**」**以東の全停留場**となります。

※3 快速停車駅については、ダイヤ改正後の利用状況を踏まえ、変更となる可能性があります。

2 ダイヤ改正日

令和6年4月1日

- ・ JRやバス事業者によるダイヤ改正を踏まえ、必要な調整を行った上、令和6年4月1日（月）より新ダイヤにて運行します。

3 その他

- ・ 具体的な運行時分等の詳細については、今後、宇都宮ライトレール（株）のホームページ等にて公表
- ・ 今後も安全・安心を第一に、多くの皆様が、より快適にご利用いただけるよう、利用環境の向上に取り組んでまいります。